

第5次

～男女共同参画社会をめざして～



しばた男女共同参画推進プラン

(計画期間 2024年度から2028年度)

2024年3月
新発田市

男女がお互いを尊重し、 誰もがいきいきと輝く まちを目指して



加速する人口減少や少子高齢化、生活様式・価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中、安心して豊かな市民生活と社会の持続的発展のためには、性別にとらわれることなく個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が重要です。

新発田市では、2015年（平成27）に男女共同参画の基本理念と責務を明らかにした「新発田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策に取り組んでまいりました。

令和4年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女共同参画に対する意識の向上が見られましたが、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、未だ家庭をはじめあらゆる場面において男女平等となっていない現状が明らかとなりました。

このような社会情勢や市民意識の変化、地域の状況や課題を踏まえ、より効果的な施策を総合的に進めるため、このたび、2024年（令和6）に「第5次しばた男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

このプランを「女性活躍推進法」および「DV防止法」に基づく市町村推進計画として位置づけるとともに、今後取り組むべき施策を明確にし、より一層の男女共同参画の推進と困難を抱える方への支援、多様性への理解促進に努めてまいりたいと考えております。

市民や事業所、関係団体の皆様とともに、女性も男性もお互いの人権を尊重し、喜びや責任を分かち合いながら、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くことができる「男女共同参画社会」の実現を目指してまいります。

結びに、このプランの策定にあたり、ご審議いただきました「新発田市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントを通じて、多くのご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

2024年3月

新発田市長 二階堂 馨

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
(1) 世界の動き	3
(2) 国の動き	4
(3) 新潟県の動き	5
(4) 新発田市の動き	5
(5) SDGsと関連した取組の推進	7
3 基本理念	9
4 計画の性格と位置づけ	9
5 計画の期間	10
6 計画の基本目標	10
7 計画の体系	11
第2章 施策の展開	13
基本目標1 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり	14
重点目標(1) あらゆる機会における男女平等の意識づくり	15
(2) あらゆる場における男女平等意識の浸透	18
(3) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	21
基本目標2 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり	23
重点目標(1) 仕事と家庭の両立支援	24
(2) 男性中心型の働き方の見直しと就業環境の充実	30
(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	34
基本目標3 女性が活躍できる社会づくり	37
重点目標(1) 政策・方針決定過程の場への女性の登用	38
(2) あらゆる分野での女性の参画	41
(3) 農林水産業、商工業等自営業における女性の地位の確立	45

基本目標 4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり	48
重点目標(1) 生涯を通じた女性の健康支援	49
～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～	
(2) 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶	52
(3) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	56
(4) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進	59
第3章 計画の推進	61
1 推進体制の整備	62
(1) 庁内推進体制の強化	62
(2) 新発田市男女共同参画審議会	62
2 市民、事業者、各種団体等との連携・協働	62
3 国・県、関係機関等との連携	62
4 計画の進行管理と男女共同参画に関する調査・研究の充実	62
5 数値目標	63
参考資料	65
新発田市男女共同参画推進条例	66
日本国憲法(抄)	69
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)	70
男女共同参画社会基本法	72
第5次男女共同参画基本計画(抜粋)	75
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(抄)	77
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄)	81
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(抄)	87
男女共同参画に関する行政関係年表	90
新発田市男女共同参画審議会委員名簿	95

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 基本理念
- 4 計画の性格と位置づけ
- 5 計画の期間
- 6 計画の基本目標
- 7 計画の体系

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢社会の中で、豊かで活力のあるまちを持続していくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

新発田市においては、1997年（平成9）「人権擁護都市宣言」を行い、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない地域社会の構築を目指すことを明らかにしました。そして、1998年（平成10）に男女共同参画社会の実現に向けた政策を推進するため「新発田市女性行動計画」を策定しました。

2001年（平成13）に策定された「新発田市まちづくり総合計画」及び「男女共同参画社会基本法」の制定を踏まえ、「新発田市女性行動計画」を継承・発展させるため、2003年（平成15）に「しばた男女共同参画推進プラン」を策定しました。その後、社会や意識の変化に合わせ見直しを行い、2019年（平成31）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく市町村推進計画としても位置付けられる第4次プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に対応する種々の取組を推進してきました。

また、2015年（平成27）には「新発田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本理念と責務を明らかにして、市民や事業者、市民団体、教育に携わるものと協働により総合的に施策に取り組んできました。

これまでの取組により、市の審議会等の委員に占める女性の割合が上昇するなど、徐々に成果が表れているものの、2022年（令和4）に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」から、男女共同参画という考えは市民に広がってきていますが、現実では、家庭や職場等において、固定的な性別役割の考えや男女平等となっていない場面が未だ見受けられる状況にあります。

女性の社会参画を進める上で、子育て環境の充実、職場などでの待遇改善、育児や介護、雇用に関する制度や法制度の充実に加え、男女の理解と意識の向上が望まれています。

このような状況を踏まえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」と「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」との整合を図り、新発田市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」（基本計画）に則しながら、これまでの「しばた男女共同参画推進プラン」を継承し、市の現状を踏まえた施策を発展させるため、「新発田市男女共同参画推進条例」に基づき「第5次しばた男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

(1) 世界の動き

「国際連合」（以下「国連」という。）は、1975年（昭和50）を国際婦人年と定め、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」の3つの目標の下に、女性の自立と地位の向上を目指し、「世界行動計画」を採択しました。そして翌年からの10年間を「国連婦人の10年」と定めたことにより、女性に対する差別をなくすための世界的取組が大きく前進しました。

1979年（昭和54）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択したのをはじめ、1985年（昭和60）には、女性差別撤廃に向けての具体的ガイドラインでもある「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、そして1995年（平成7）の第4回世界女性会議（北京会議）において、女性のエンパワーメントに関する戦略目標と行動指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

この北京会議は、女性に対する暴力、メディア、健康、意思決定、貧困などの12の重大問題領域について、各国が取り組むべき視点を明確に打ち出すと同時に、加盟各国に対し行動綱領の実施に向けて国内行動計画を策定するよう要請しました。

そして、2000年（平成12）ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の実施状況の検討及び評価に基づき「政治宣言」とその実施を促進するための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17）には、ニューヨークで第49回国連婦人の地位委員会（CSW）、通称「北京+10」が閣僚級会合に格上げされ、「北京宣言及び行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言が全会一致で採択されました。

2009年（平成21）には、ニューヨーク国連本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告が審議され、我が国の女性差別解消に向けた取組の遅れについて指摘があり、条約のさらなる実施に向けた勧告が出されました。

2010年（平成22）には1995年（平成7）の第4回世界女性会議（北京会議）から15年目にあたることを記念し、ニューヨーク国連本部で「国連『北京+15』記念会合」が開催され、「北京宣言・行動綱領」等を再確認し、実施に向けて国連やNGO等の貢献強化などの宣言が採択されました。

2015年（平成27）には、ニューヨーク国連本部で「第59回国連婦人の地位委員会（CSW）／「北京+20」」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

2016年（平成28）には、ジュネーブ国連欧州本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第7回及び8回報告の審議が行われ、委員会が評価する点や日本政府の施策等に対する最終見解が発表されました。最終見解に基づき、2018年（平成30）、男女共同参画会議に報告の上で、フォローアップ項目（民法改正等）について日本政府が女性差別撤廃委員会へ報告書を提出しました。

こうした中、2015年（平成27）には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGsのゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

また、2020年（令和2）には、第4回世界女性会議にて北京宣言・行動綱領が採択されてから25

周年（「北京+25」）という節目を迎え、2021年（令和3）に、「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」に関する合意結論が、国連女性の地位委員会（CSW）で採択されました。

（2）国の動き

我が国においては、国連を中心とした世界の動きに連動して、女性の地位向上と差別の撤廃に向けたさまざまな取組が進められてきました。

「世界行動計画」を受けて、1975年（昭和50）には総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題と施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され積極的な女性政策の推進が図られてきました。

その結果、1985年（昭和60）には、「国籍法」の改正法施行をはじめ「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定など法律の整備が行われ、「女子差別撤廃条約」に批准しました。

1987年（昭和62）には「西暦2000年に向けての新・国内行動計画」が策定されるなど女性に関する施策の基本方向が明らかにされ、性別による固定的な役割分担意識の解消とあらゆる分野における女性の参画などが推進されてきました。

1996年（平成8）には男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、「女性の人権が推進・擁護される社会の形態」など4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

そして1999年（平成11）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が2000年（平成12）に策定されました。

2005年（平成17）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、さらに2010年（平成22）には、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、関係法令をみると、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）をはじめ「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）、「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、様々な法律が制定・改正されています。

2013年（平成25）の「日本再興戦略」における成長戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられ、また、2015年（平成27）に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が制定されるなどの動きの中で、2015年（平成27）には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

そして、これまでの施策とその成果を踏まえるとともに、社会経済構造の変化、さらには新型コロナウイルス感染症によって顕在化した女性を巡る諸問題を踏まえ、2020年（令和2）に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 新潟県の動き

新潟県における女性政策は、1977年（昭和52）に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、1985年（昭和60）には、10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」が策定されました。

1992年（平成4）に民間有識者からなる新潟県女性問題協議会から「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」が提出されたのを踏まえ、同年に「新潟県婦人対策の方向」の全面改定を行い「にいがたオアシス女性プラン」が策定されました。

1996年（平成8）には、21世紀における男女共同参画社会の構築に向けた指針として「ニューにいがた女性プラン」が策定されました。

2001年（平成13）には、男女共同参画社会基本法に基づき、「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定され、2002年（平成14）に、男女平等をめざし共に参画できる社会づくりに向けて「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が施行されました。

2006年（平成18）には条例の基本理念に基づき、「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を、2013年（平成25）に「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定され取組が進められてきました。

2017年（平成29）には、女性活躍推進法の施行を踏まえた「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

2022年（令和4）には、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより効果的に推進するため、「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

(4) 新発田市の動き

当市においては、県内で女性の主体的な生き方を求める学習が活発化しつつあった1980年（昭和55）当時から、公民館を中心に社会教育の一環として、女性問題に関連する県内外の研修会に市民を派遣してきました。

1991年（平成3）には、女性問題の解決に向けて学習する市民団体が結成され、新潟県女性財団等の協力を得ながら、1992年～1996年（平成4～8）には毎年、女性フェスティバルを開催するなど、この間、男女共同参画社会に対する市民の意識が高まってきました。

また1994～1996年（平成6～8）には「ウーマン・カレッジ」（県及び敬和学園大学共催）を開催するなど、男女平等や女性の社会進出について学習の機会も作ってきました。

また、1995年（平成7）、教育委員会社会教育課に女性政策を位置付けました。そして、1996年（平成8）には総務部政策課「女性政策室」を設置し、女性政策担当が配置されました。女性政策の推進体制としては、助役を委員長とした「市内女性政策連絡調整会議」を設置し、2000年（平成12）に「人権対策委員会」と名称を改め現在に至っています。

一方、男女共同参画社会の構築に向けた市民意識が高まる中で、1996年（平成8）には男女共同参画を推進する市民団体「新発田女性会議」が設立され、「女性政策室」に事務局を置きました。

新発田女性会議設立4年後の2000年（平成12）には、事務局が行政から離れ、独自で運営しながら、男女共同参画社会の実現に向け活動を継続してきました。

また、1996年（平成8）に市内の女性団体やその他の団体が連携・情報交換し、各団体の活動の

推進を図るとともに、男女共同参画社会の実現を目指して「女性団体連絡懇談会」が設立されました。2007年（平成19）に「男女共同参画社会推進団体懇談会」に、2015年（平成27）には「男女共同参画推進団体懇談会」と名称を変え、女性団体に限らず男女共同参画を推進する活動を行う団体の参加を促すと共に、男女共同参画社会の構築に向け市民への啓発を行っています。

1997年（平成9）には、男女共同参画の推進に関して市民や団体の意見を政策に反映させるための提言等を行う「新発田市男女共同参画推進協議会」を設置しました。

女性政策担当窓口として「女性政策室」を設置して以来、現在の「人権啓発課男女共同参画推進係」へと機構を改めながら男女共同参画の推進を図ってきました。

1996・1997年（平成8・9）には、県のモデル事業の指定を受け、1998年（平成10）に「新発田市女性行動計画」を策定、この計画に基づき男女共同参画社会形成に向けて、市民啓発を推進するために各種事業を実施してきました。

事業としては、それまで他事業との共同開催であった“女と男のフェスティバル”を2000年（平成12）からは、「しばた“女と男のフェスティバル”」として単独で開催し、女性の人権問題について市民の関心を高める大きな役割を果たしてきました。2009年（平成21）からは、「しばた人権フェスティバル」と事業統合し、男女共同参画社会と差別や偏見のない地域社会の実現に向け、人権擁護委員や障がい者団体等と連携しながら啓発を続けています。

少子高齢化社会や情報化社会の進展など社会情勢の変化と1999年（平成11）国における「男女共同参画社会基本法」の制定を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた新たな課題に対応するため、2003年（平成15）に「新発田市女性行動計画」を「しばた男女共同参画推進プラン」と改定し、関係課等と連携し男女共同参画の一層の推進を図ってきました。計画期間終了の2008年（平成20）には「しばた男女共同参画推進プラン（第2次）」、2014年（平成26）には「第3次しばた男女共同参画推進プラン」、2019年（平成31年）には「第4次しばた男女共同参画推進プラン」を策定しました。

男女共同参画社会の実現を目指す活動が盛んになった2000年（平成12）頃から、女性センター（男女共同参画を推進するための総合施設）の設置を求める声が大きくなってきました。2004年（平成16）に市ボランティアセンターの中に「男女共同参画交流ルーム」を設置しました。

2015年（平成27）には、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、男女共同参画を一層推進していくために「新発田市男女共同参画推進条例」を制定しました。市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにし、世代を越えて男女共同参画に関する理念や価値観を共有しながら、それぞれが協働し、男女が平等な社会を実現するための条例で、施策を効果的に促進する上で必要な事項を審議するため「新発田市男女共同参画審議会」の設置などを規定しています。

2013年（平成25）に実施した「新発田市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）では、情報発信や交流が行える拠点施設（男女共同参画センター）の設置を求める意見が寄せられました。

また、2016年（平成28）に「男女共同参画推進団体懇談会」の加盟団体から「男女共同参画の活動拠点充実に関する要望」があり、市民及び男女共同参画を推進する団体等の交流の場、並びに男女共同参画に関する情報の受信及び発信の場として、2017年（平成29）に市生涯学習センターの中に新たな「男女共同参画交流ルーム」を設置し、情報の収集や交流の場として活用されています。

2019年（平成31）には、社会福祉課内に「ひとり親家庭支援係」を新設し相談等に対応する相談員を配置し、DV被害など様々な困難を抱える人たちの相談に応じ、課題解決に向けた支援を行っています。

2023年（令和5）には、「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の各分野が妊娠期から子育て期まで一体的に支援し、相談体制の充実を図っています。

（5）SDGsと関連した取組の推進

SDGs（サステイナブル デベロップメント ゴールズ Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標です。2015年（平成27）に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で国連加盟国の全会一致で決定となりました。2030年（令和12）という達成期限を設け、「だれ一人取り残さない」世界の実現に向け、17のゴールと169のターゲットにすべての国が取り組むことを約束しています。「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワメント」はSDGsの重要なテーマで、目標（ゴール）5に掲げられています。また、日本では、「男女共同参画社会基本法」で男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



男女共同参画社会の実現に向けた取組はSDGsの推進につながるものであり、「だれ一人取り残さない」社会の実現というSDGsの理念のもと、本計画を策定し、性別にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向けて取組を進めて行きます。

SDGsの17の目標のうち、本計画の取組と関連する主な目標は次のとおりです。

計画の基本目標ごとのSDGsに関連する目標は、11ページの計画の体系に掲載しています。

【本計画に関連するSDGsの目標（ゴール）】

1 貧困をなくそう 	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困をなくす
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢層のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児に力を与える
8 働きがいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も すべての人々の包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進する
10 人や国の不平等をなくそう 	目標10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を削減する
11 住み続けられるまちづくりを 	目標11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的で安全、強靱で持続可能なものにする
16 平和と公正をすべての人に 	目標16 平和と公正をすべての人に 公正で平和で包摂的な社会を促進する

3 基本理念

この計画の基本理念は「新発田市男女共同参画推進条例」に基づき以下のとおりとします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと及び男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度又は慣行が改善され、全ての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず能力を高め、対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女の相互協力及び社会の支援の下、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が尊重されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的な協調の下で行われること。

4 計画の性格と位置づけ

この計画は、「第4次しばた男女共同参画推進プラン」（2019年（平成31）策定）の成果を踏まえ、市民とのパートナーシップによる男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき目標と具体的な施策を明らかにしたものです。

「男女共同参画社会基本法」や「新発田市男女共同参画推進条例」に示された基本理念や考え方に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」と「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」との整合を図り、見直しを行いました。計画の推進を通して、当市の男女共同参画の一層の推進を図るとともに、「新発田市まちづくり総合計画」の将来都市像である「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現をめざすものです。

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」であり、また、「新発田市男女共同参画推進条例」第11条に規定する「男女共同参画基本計画」と位置づけられるものです。
- (2) この計画は、本市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」の分野別計画であり、関連する他の分野の計画や、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」、「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき目標と具体的な施策・事業の推進を規定する計画とするものです。
- (3) この計画は、「第4次しばた男女共同参画推進プラン」に続く第5次計画です。
- (4) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく当市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）として位置付けられる計画です。

- (5) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく当市における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という。）に位置付けられる計画です。

5 計画の期間

この計画の計画期間は、2024年度から2028年度までの5か年とし、以降については、新発田市まちづくり総合計画やこの計画の進捗状況、社会情勢の変化に応じて見直しを検討することとします。

6 計画の基本目標

この計画の策定にあたり、2022年（令和4）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果において、いまなお、社会の様々な場面において男女平等となっていない現状が明らかとなりました。

男女共同参画社会の形成のためには、男女平等の意識づくりを推進するとともに、生涯を通じて男女の人権が尊重され、男女共同参画が可能となる社会環境の整備が必要です。

本計画は、男女共同参画社会の形成に向けての新発田市の基本的な考え方、基本的方向を示すもので、4つの基本目標、13の重点目標、36の施策の方向で構成されています。

この計画の範囲は、新発田市が男女共同参画社会の実現に直接または、深く関与する分野とします。

基本目標1	男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり
--------------	----------------------

基本目標2	仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり
--------------	----------------------------

基本目標3	女性が活躍できる社会づくり
--------------	---------------

基本目標4	男女がともに安心して暮らせるまちづくり
--------------	---------------------

7 計画の体系

- ★「女性活躍推進計画」に位置付ける項目
●「DV防止計画」に位置付ける項目

基本目標 [4]	重点目標 [13]	施策の方向 [36]
1 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう	(1)あらゆる機会における男女平等の意識づくり (2)あらゆる場における男女平等意識の浸透 (3)男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①男女共同参画社会の実現に向けた広報と啓発活動の推進 ②各種団体と連携した広報・啓発活動の推進 ①家庭における男女平等意識の浸透 ②学校等における男女平等教育の深化 ★ ③企業・民間団体等への啓発活動の推進 ④地域社会における男女平等意識の浸透 ①男女平等意識の調査と実態把握 ②情報収集と課題の整理及び情報提供
2 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	(1)仕事と家庭の両立支援 (2)男性中心型の働き方の見直しと就業環境の充実 (3)男性にとっての男女共同参画の推進	★ ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ★ ②子育てと介護・生活支援の充実 ★ ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ★ ②職場におけるハラスメント防止対策の推進に向けた啓発 ★ ③女性の就業継続、再就職に向けた支援 ★ ①男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進 ②男性が抱える困難への対応体制の整備 ★ ③男性の家事・育児・介護等への参画の促進
3 女性が活躍できる社会づくり 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	(1)政策・方針決定過程の場への女性の登用 (2)あらゆる分野での女性の参画 (3)農林水産業、商工業等自営業における女性の地位の確立	★ ①審議会、委員会等への女性登用の推進 ★ ②市組織の管理職への女性職員の登用 ★ ③企業等における方針決定過程の場への女性の参画促進 ★ ①女性の能力開発のための取組促進と人材の育成 ★ ②国際理解・国際協調の推進と国際交流の場への女性の参画促進 ★ ③地域活動への女性の参画促進 ★ ④消防団における女性の活躍の促進 ★ ⑤男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興体制の確立 ★ ①女性の経営ならびに社会参画の促進 ★ ②次世代を担う人材の育成 ★ ③女性による起業への支援
4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり 1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に	(1)生涯を通じた女性の健康支援～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～ (2)女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶 (3)貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備 (4)性を理解・尊重するための啓発活動の推進	①生涯を通じた男女の健康支援 ②乳がん、子宮頸がん検診等の受診啓発 ③妊娠、出産等に関する健康支援 ● ①ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等の相談窓口の強化と意識啓発 ● ②強制わいせつなど性犯罪及びインターネット等における過度の性的表現防止策の徹底 ● ③児童虐待防止策の推進 ★ ①生活困窮者への自立促進支援 ★ ②ひとり親家庭等への支援の充実 ①性に関する正しい認識と理解についての啓発活動

第2章

施策の展開

- 基本目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり
- 基本目標 2 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり
- 基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり
- 基本目標 4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

基本目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

誰もがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場において、女性も男性もお互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。

当市では、1997年（平成9）、2006年（平成18）、2011年（平成23）、2017年（平成29）、2022年（令和4）と5回にわたって「男女共同参画社会に関する市民意識調査」（「以下「市民意識調査」という。）を実施してきました。（「市民意識調査」2022年（令和4年）の回答者762人、回収率36.3%）

市民意識調査結果を踏まえ、男女共同参画社会実現のため、広報や啓発活動による意識改革、男女平等と男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを進めてきた結果、「男は仕事、女は家庭」という人々の意識の中に形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が徐々に減少する傾向にあります。

しかし、家庭や職場、地域社会等において、未だに「性別による固定的役割分担」（※1）や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」（※2）が根強く残っている状況にあります。

このようなことから、市民一人ひとりの意識の中にある「社会的性別（ジェンダー）」（※3）にとらわれた意識を取り除いていく必要があります。そのためには、幼児期から、あらゆる場において、一人ひとりの能力や個性を尊重した男女平等意識を浸透させ、社会制度や慣行等の見直しを行うことが大切です。

家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、男女共同参画の意識改革に努め、教育・広報・啓発活動を行うことで「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重される」という人権意識と男女平等の意識を高めることが重要です。

（※1）性別による固定的役割分担

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性・女性という性別を理由として、固定的に役割を分けることをいう。

（※2）無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

人が無意識に偏見を抱いたり思い込みを持ったりすること。経験をとおり本人が気付かないうちに身に付けたもので、人の行動や意思を決定する際に影響を与えているとされている。

（※3）社会的性別（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

重点目標(1) あらゆる機会における男女平等の意識づくり

【現状と課題】

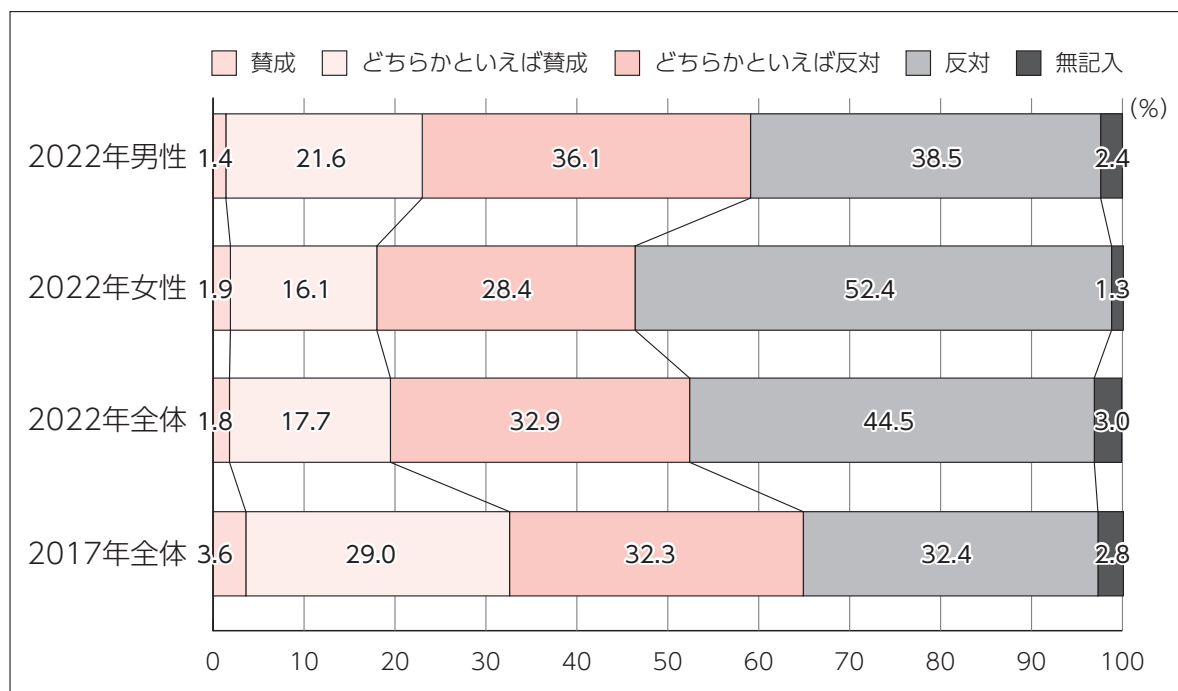
2022年(令和4)に実施した市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての意識は、全体では約8割の人が「反対」または「どちらかといえば反対」と回答しており、調査を重ねるごとに男女平等の意識は着実に定着してきていると言えます。しかし、2割近くの人はまだ「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しており、特に70歳以上の世代では肯定的な考えの人が多い傾向となっています。

また、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする割合は男性が23.0%、女性が18.0%で、前回調査に比べると男女とも肯定する人は少なくなっていますが、依然として固定的な役割分担意識は男性の方が強く残っている結果となっています。「賛成」の理由として、「男は仕事、女は家事・育児・介護にむいている」「女性が働いた場合男性と比べ不利なところがある」といった回答に加え、「子どものころからそう言った教育をされてきた」といった回答も多く、性別による役割分担への無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が影響している現状も見受けられます。

「男女共同参画」という言葉自体の認知度は上がってきていますが、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、男女平等の意識をさらに深めていく必要があります。

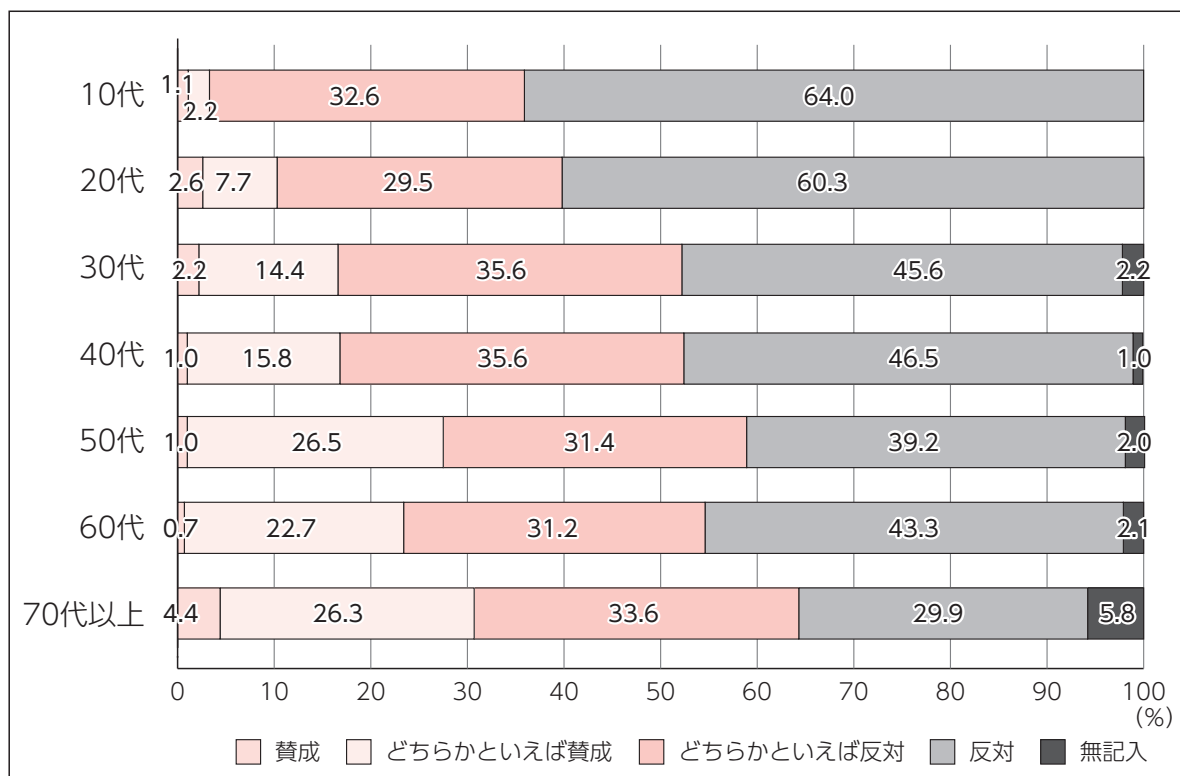
そのため、あらゆる機会を通し、幅広い世代に対し、広報・啓発活動を図り、男女平等意識の浸透を図っていくことが重要です。

●「男性は仕事、女は家庭」という考え方への意識



資料：市民意識調査2017年(平成29)、2022年(令和4)

●「男性は仕事、女は家庭」という考え方への意識（年代別）



資料：市民意識調査2022年（令和4）

【施策の方向】

① 男女共同参画社会の実現に向けた広報と啓発活動の推進

男女共同参画に関わる諸問題について理解を深めるため、フェスティバルや講座の開催を通し、性別による固定的な役割分担意識の解消を図ります。また、広報、ラジオ放送、ホームページなど、あらゆる機会を通じ、男女平等意識づくりに向けた啓発を推進します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
フェスティバル	・様々な市民団体や関係機関と協働し、講演会やワークショップ、パネル展等の催しを通し、あらゆる世代に向け男女共同参画の意義について広く啓発する	人権啓発課
男女共生市民講座	・男女共同参画推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、各地区公民館等と連携しながら男女共同参画社会についての啓発を行う	人権啓発課 各地区公民館

事業名	事業内容	主管課
広報、市ホームページ等による啓発	・事業のPR、男女共同参画についてのコラムなどを掲載する ・アンケートやプランを市ホームページで紹介する ・ラジオや市ホームページなど多様な媒体を活用し、情報提供、意識啓発を行う	人権啓発課

② 各種団体と連携した広報・啓発活動の推進

家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、男女共同参画推進団体や企業等と連携・協働し、男女共同参画について広報・啓発の活動を推進します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
各種団体との連携による広報・啓発	・男女共同参画推進団体懇談会や各種団体・企業・事業者団体と連携し、広報・啓発を推進する	人権啓発課

重点目標(2) あらゆる場における男女平等意識の浸透

【現状と課題】

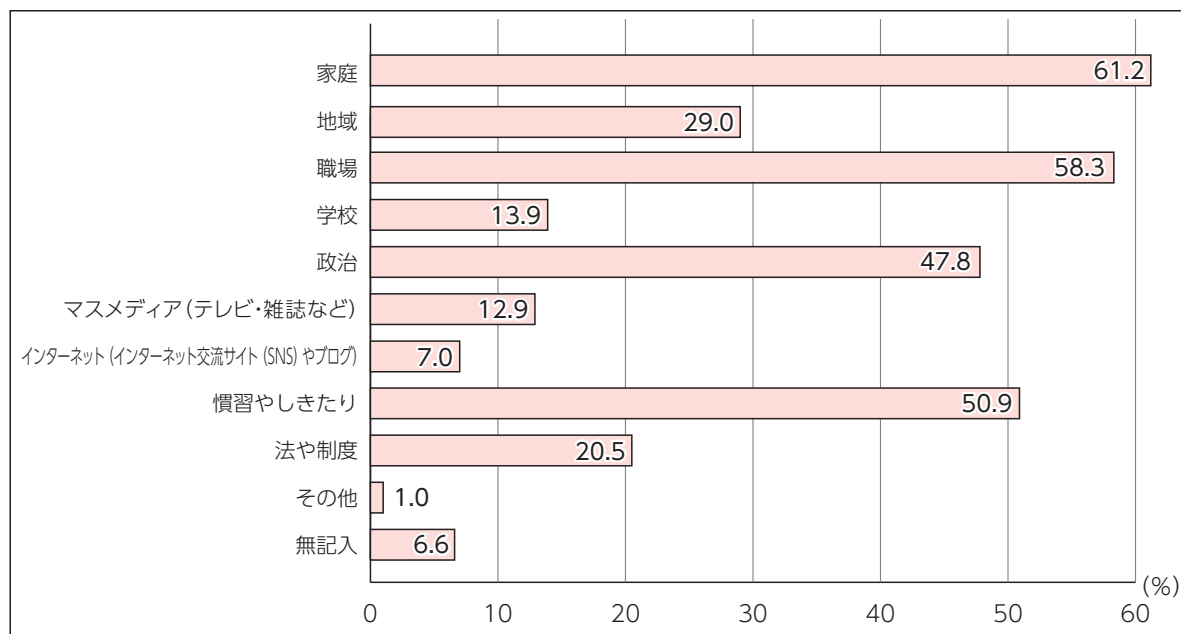
男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮する必要があります。そのためにも、次代を担う子どもたちに対して、男女平等の意識を含めた人権意識を育てる教育は重要であり、学校をはじめ家庭、地域の果たす役割は極めて重要です。

2022年(令和4)に実施した市民意識調査によると、「社会の中で男女平等になっていないと思うところ」の設問については、「地域」「学校」を挙げた人の割合は比較的低く、男女平等教育は一定の効果が表れていると言える一方で、「家庭」「職場」で男女平等となっていないと思う人の割合が高くなっており、特に「家庭」において男女平等になっていないと思う人の割合が、これまでの調査では3割程度と横ばいであったのに対し、今回調査では6割超と大きく増加している結果となりました。新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、テレワークや休校などの増加に伴い、家庭における女性の家事・育児負担が増加したことも一因であると考えられ、格差の拡大が見られます。

家庭、特に子育て世代には、「男は仕事、女は家庭」といった固定観念を取り除き、家事や育児などは男女が共に担うものという意識のより一層の啓発に努める必要があります。

また、職場においては、女性も能力を十分発揮できる職場内の意識づくりが重要です。女性が男性と同等の待遇を受け、能力を生かして活躍できるよう、職場環境改善やワーク・ライフ・バランスの効果的な推進と女性活躍促進の加速化に向け企業・民間団体等に対する啓発が必要です。

●社会の中で男女平等になっていないと思うところ(複数回答)



資料：市民意識調査2022年(令和4)

【施策の方向】

① 家庭における男女平等意識の浸透

家事や育児、介護などを協力し合う家庭での男女平等意識の浸透を進めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
保護者への男女平等教育の啓発	・ P T A、保護者会、家庭教育学級などの学習機会を通じて、保護者に対して男女平等について広く普及啓発を行う	こども課 学校教育課 生涯学習課 人権啓発課

② 学校等における男女平等教育の深化

男女平等の意識づくりのためには、学校教育の果たす役割は極めて重要です。児童・生徒の実態に応じ性別にとらわれない教育を充実させるほか、その子の個性や能力を発揮させる男女平等教育を深化させます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
保育士、教職員への男女平等教育の啓発	・ 保育士、教職員へ職員研修の一環として男女平等教育の必要性を啓発する	人事課 こども課 学校教育課 人権啓発課
学校運営における男女平等の推進	・ 校務分掌や研究会等において、性別による固定的な役割分担とならないように男女平等を推進する	学校教育課
教育課程における男女平等の推進	・ 教育課程において男女平等教育を位置付ける研究を推進する ・ 道徳における「公正・公平」、「友情・信頼」等の学習内容で男女平等の視点による指導を行う ・ 男女平等教育の副読本・パンフレットの活用を図る ・ 性別に捉われない進路指導を実施する	

③ 企業・民間団体等への啓発活動の推進

【女性活躍推進】

女性が男性と同等の待遇を受け、能力を生かして活躍できるよう職場環境改善やワーク・ライフ・バランスの効果的な推進と女性活躍促進の加速化に向け企業・民間団体等に対する意識啓発を進めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
企業・団体等における意識啓発	・企業・団体等に対し、セミナー、広報紙による周知・啓発を図る ・雇用主や事業主に対して男女平等意識を共有するための研修会の実施を促す	商工振興課 人権啓発課

④ 地域社会における男女平等意識の浸透

地域社会の活性のためには、男性と女性がともに協力してその役割を担う必要があることから、性別による役割を固定化することなく、地域活動の中での男女共同参画を推進します。地域の学習活動等を活用し、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
地域における男女共同参画に関する啓発	・地域の公民館高齢者学級等において男女共同参画の普及及び啓発を行う	各地区公民館 人権啓発課
地域への啓発	・地域住民を対象に広報紙や出前講座等による男女共同参画についての理解の促進を図る	人権啓発課

重点目標(3) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

2022年(令和4)の市民意識調査によると「社会の中で男女平等になっていないと思うところ」として、「慣習やしきたり」と回答した人が約5割と高い割合となっています。男女別、世代別に見てもほぼ同様の割合となっており、生活の中で、古くからある慣習やしきたりの面で男女平等になっていないと感じることが多く残っている状況であると考えられます。

また、同調査で、「法や制度」の面で男女平等になっていないと思うと回答した人の割合は約2割でしたが、男女別に見ると男性が16.2%、女性が24.3%と、女性の方が約8ポイント多くなっており、法律や制度の面で不平等と感じている人は、男女間で開きがあることがわかりました。

「慣習やしきたり」は、地域の実情に応じ長い時間をかけて形成されてきたもので、男女共同参画社会の実現を阻害している要因の一つとなっているといえます。

そのため、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度・慣行等についての調査研究を継続的に行っていくとともに、あらゆる世代に啓発活動を行うことが重要です。

【施策の方向】

① 男女平等意識の調査と実態把握

社会制度や慣行を見直すためには、男女共同参画の視点で、実態を踏まえた対応をしていかなければなりません。

男女共生市民講座等でアンケートを実施し、継続的な実態把握をしていきます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
実態把握	・「男女共生市民講座」や「男女共同参画セミナー」の参加者に対し行うアンケートの中で「男女共同参画社会という言葉を知っていますか」「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考え方についてどう思いますか」という設問を設け、実態を把握する	人権啓発課

② 情報収集と課題の整理及び情報提供

男女共同参画に関する情報収集を行い、課題を整理し、市ホームページなどで情報提供します。

また、中央図書館や男女共同参画交流ルームでの、男女共同参画関連図書等の充実に努めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
男女共同参画に関する情報収集・情報提供	・国や県の最新情報を収集し、課題を整理し、男女共同参画交流ルームや市ホームページ等で情報提供する	人権啓発課
	・男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置を目指し、資料等の収集を行う	中央図書館

基本目標 2 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり

女性の活躍推進は、地域活動等に多彩なアイデアをもたらし、企業においては、生産性の向上や優秀な人材の確保が期待されるなど経営戦略としても重要です。

少子高齢化の進行や雇用状況などの社会変化により市民の生き方が多様化する中で、男女がともに、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して、あらゆる分野に参画し、また、充実した生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※4）を実現し、仕事と家庭のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスを実現することは、M字カーブ問題（※5）の解消や女性の参画拡大を進めるために大変重要であり、地域の活性化にもつながります。

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要であり、働く環境においては、「労働基準法」をはじめ「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」などの法律に基づく取組に関しても積極的に推進していく必要があります。

また、男性の家事、育児・介護等への参画や職場環境の整備について、企業に対して働きかけるとともに、子育てや介護に関する支援策の拡充を図ることが必要です。

男性も女性も、働いている人もそうでない人も、仕事、家事、育児・介護、そして地域活動の両立は社会全体の問題と捉え、事業者、市民、行政が連携した取組を確実に進めることが重要です。

（※4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。

（※5）M字カーブ問題

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフにすると、20代後半に高まった後、結婚や出産などを理由に30代で低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するため、アルファベットのMのような形になること。近年では、カーブが浅くなり、台形に近づいている。

重点目標(1) 仕事と家庭の両立支援

【現状と課題】

2022年(令和4)の市民意識調査では、仕事や家庭の優先度について、女性、男性ともに『「仕事」と「個人や家庭の生活」を両立したい』が最も高い結果となっています。その一方で『「仕事」を優先したいと希望している人』と、『現実(現状)において「仕事」を優先している人』では、20ポイント以上の乖離があり、前回調査の結果と比べると乖離がより進んでおり、現実には仕事を優先せざるを得ないことが推測されます。また、「現実で最も近いもの」として、男性では『「仕事」を優先』、女性では『「個人や家庭の生活」を優先』としており、それぞれ男女間で大きな開きがあるという調査結果となっており、男女共同参画社会の実現に向けて、現実的には男女間で考え方の相違が伺えます。

家庭生活については、本来、男女が共に責任を担うべきですが、現実には家事・育児・介護等の多くを女性が担う状況であり、男性においては家事や育児等の家庭生活に主体的に参画したいという希望を持っているものの、実際、仕事優先の社会や職場の風潮の中では困難な状況です。

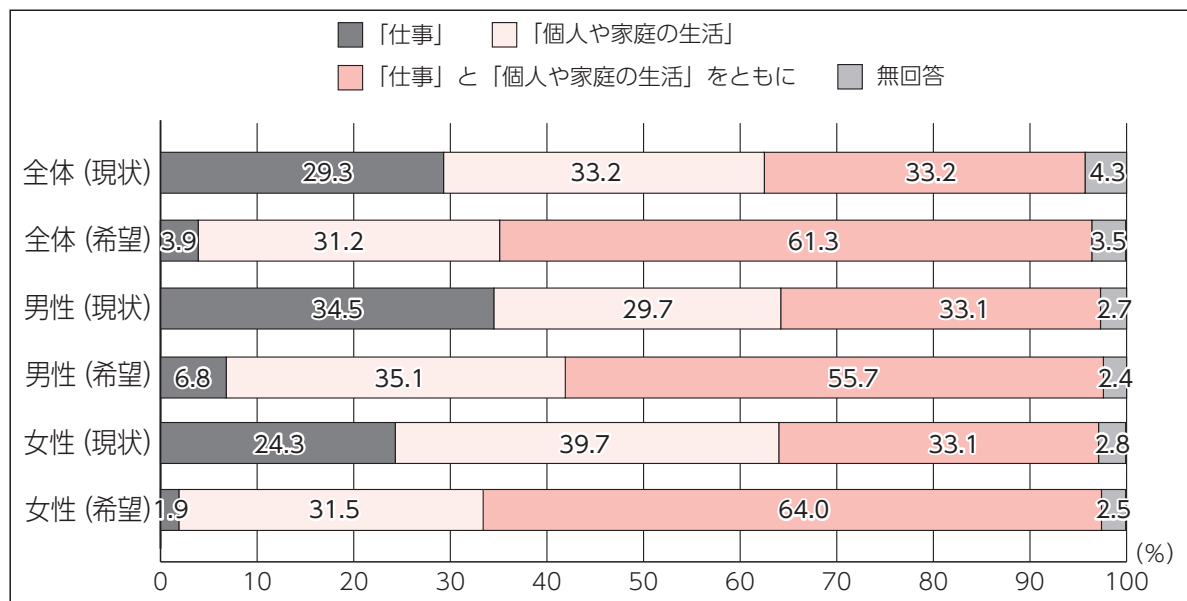
男女が共に仕事と家庭生活を両立し、希望する形で家庭や地域社会に関わることができるよう、企業・事業者や市民に向けて、「ワーク・ライフ・バランス」の意義や重要性、働き方の見直しに関する啓発や情報提供を推進することが必要です。

核家族化や就業環境の多様化などにより、保育ニーズが多様化してきている現在、更なるサービスの充実が求められています。市では、2014年(平成26)に「新発田市次世代育成支援行動計画」を包括した「新発田市子ども・子育て支援事業計画」を策定、2020年(令和2)には「第2期新発田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に諸施策を推進し子育て支援の充実を図っています。

また、児童福祉法の改正に伴い、2023年(令和5)4月に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報共有をしながら、妊娠期から子育て期まで一体的に支援し、相談体制の充実を図っています。

新発田市の高齢化率は、2023年(令和5)9月現在33.3%となっており、おおむね3人に1人が高齢者という状況であり、全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。今後、さらなる高齢化が進む中で、温かな絆を感じながらいつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちづくりのために市では「新発田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「地域福祉計画」を策定・改訂し、高齢者福祉と介護保険事業の充実を進めています。

●「仕事」や「個人の家庭や生活」についての優先度について



資料：市民意識調査2022年（令和4）

【施策の方向】

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【女性活躍推進】

一人ひとりにとって望ましいワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方を選べるような環境づくりの推進を継続して進めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
ハッピー・パートナー企業等の登録促進	- 関係機関への呼びかけや企業訪問により、ハッピー・パートナー企業（※6）への登録を推進し、男女共同参画の推進を図る 「子育てサポート企業」の認定制度「くるみん認定企業（※7）」の登録に向けた周知・啓発を図る - イクボス宣言（※8）の広報・周知を図る	商工振興課 人権啓発課
ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進について、情報提供や講座などを開催し、意識の啓発を図る	

(※6) ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境の整備や、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組み、新潟県に登録している企業、法人、団体をいう。

(※7) くるみん認定企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。

(※8) イクボス宣言

職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する上司として、上司自らが宣言することをいう。

② 子育てと介護・生活支援の充実

【女性活躍推進】

さまざまなライフスタイルに対応できるよう子育て・介護支援を充実します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
子どもデイサービス（一時預かり）事業	・公立園、私立園及び民間専用施設において、家族の病気、出産等のため、一時的に家庭での保育ができない子どもの一時預かりを行う	こども課
保育園運営事業 私立保育園支援事業	・保育園での障がい児の受け入れを行い、障がい児の健全育成と保護者の子育て負担を軽減する	
地域子育て支援拠点事業	・公立園併設の5施設及び民間専用施設において、未就園児の親子を対象として交流の場を提供する	
子ども発達相談事業	・ことば、心身の発達上の心配をもつ子どもの早期療育と保護者の子育て不安や負担の軽減を図る	
ファミリー・サポート・センター事業	・育児と仕事の両立及び子育て家庭の育児を支援するため、援助を必要とする会員に援助ができる会員を紹介し、地域での子育てを支援する	
病児・病後児保育事業	・仕事のため家庭で保育ができない病児・病後児を、看護師、保育士のいる専用施設で保育を行う	
待機児童解消と保育支援策の充実	・第2期新発田市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育・子育てニーズに対応するためのサービスの充実に取り組む	
こども家庭センター事業 (母子保健活動事業・家庭児童相談事業)	・子育て世帯が安心して子育てができるよう、「児童福祉」と「母子保健」が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた支援を妊娠期から切れ目なく行い、妊婦や子育て世帯が安心して子育てできるよう支援する	

事業名	事業内容	主管課
児童センター事業 児童文化普及事業	・多くの子どもたちから、施設の利用を通じて、遊びや普段接することのできない文化等に触れてもらい、男女共同参画を可能とする環境づくりや健全育成を行う	児童センター
放課後児童健全育成事業	・児童クラブを設置し、放課後児童の健全育成を図る	
子育て支援事業	・子育て中の保護者に対し、遊びの場や親の友だちづくりとしての場を提供し、育児ストレスや育児不安の軽減及び解消を図る	新発田駅前複合施設
	・育児相談、すこやかマタニティ教室、育児教室など、誰もが健康で過ごすことができるよう各種事業を行う	こども課
	・電話による子ども教育相談を実施する	学校教育課
	・放課後こども教室を設置し、こどもが放課後等に安全安心に過ごすための居場所の確保や健全な育成を支援する	児童センター
	・児童広場等の遊び場を提供する	地域整備課
高齢者世帯屋根雪除雪助成事業	・ひとり暮らし高齢者等の屋根雪除雪に要する経費の助成を行う	高齢福祉課
高齢者在宅支援事業	・高齢者が地域で自立した生活を営めるように生涯を支援していく	
寝たきり高齢者紙おむつ助成事業	・寝たきり高齢者に対し紙おむつ購入費の助成を行い、家族の経済的負担の軽減を図る	

事業名	事業内容	主管課
地域ふれあいルーム事業	・ひとり暮らし等で家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、集いや交流の場を提供して、孤立感を解消し、要介護状態への移行防止を図る	健康長寿アクティブ交流センター
総合相談・支援等	・地域包括支援センターに配置した、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等の3職種が協働して、様々な相談を受けて総合的な支援を行うとともに、高齢者を取り巻く複雑な課題や問題に対し、関係機関と連携しながら適切な支援を行う	高齢福祉課
一般介護予防事業	・介護予防活動「ときめき週1クラブ」の立上げ・運営支援を行う	
養護老人ホーム入所支援事業	・在宅での生活が困難と認定された高齢者に対し、市の措置に基づいて養護老人ホームへの入所委託を行い、心身の健康の保持及び生活の安定を図る	
高齢者住宅整備支援事業	・高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成する	
介護保険サービス提供	・要支援・要介護認定者に、入浴・食事などの介護や機能訓練など介護保険サービスを行う	
緊急通報装置設置事業	・ひとり暮らしなどの高齢者の緊急事態に対応することができるよう緊急通報装置を設置する	
認知症高齢者見守り事業	・認知症等による徘徊事故を防止するため、高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有し、本人の状況にあわせた地域の見守り体制づくりを図る。また、登録番号入りの「反射ステッカー」を本人の靴などに貼りつけ、行き先が分からなくなったり、知らない場所で保護された際などの捜索や身元の特定に役立てる	

重点目標(2) 男性中心型の働き方の見直しと就業環境の充実

【現状と課題】

これまで、国が男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法律や制度の整備を進めた結果、市内の企業でも、女性が働きやすい職場づくりは着実に進んできてはいるものの、まだまだ多くの職場では男女平等が実感されていない状況です。

2022年(令和4)の市民意識調査では、社会全体で平等でないと思うところとして、約6割の人が「職場」を挙げました。その中で、女性の社会参画が必要だと考えている人は、前回調査同様、「子育て環境の充実」「育児・介護休業、再雇用制度など法整備の充実」「男性の理解と意識の向上」が重要だと答えています。

また、新潟県が2020年(令和2)に実施した県民意識調査によると、約半分の人は、「職場では男性の方が優先されている」と回答していることから、雇用や待遇面において、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行(以下「男性中心型労働慣行等」という。)が依然として根付いており、男女の格差があるのが現状です。

市における女性の労働力率を見ると、出産や子育て等を理由に離職し、子育てが落ち着いた頃に再び就労する傾向(M字カーブ問題)は年々解消されてきているものの、男性と比べると低い状況にあります。

少子高齢化が進行し人口減少が大きな社会問題となっている中、深刻な労働力不足が懸念されており、働きたい人がその能力を発揮できる環境を整備することは、社会経済の安定のためにも重要な課題です。

こうしたことから、男女が性別にかかわらず、差別なく働くことができるためには、企業や事業所において、男女間の格差をなくし、セクシュアルハラスメント(※9)やマタニティハラスメント(※10)などの対策を推進し、働きたい人が働き続けられるための支援や、働き方の見直しの理解などの取組が不可欠です。

そのためには、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、関係課や関係機関を通し企業や雇用主に対して継続して男女共同参画に関する啓発などを効果的に推進していくことが重要です。

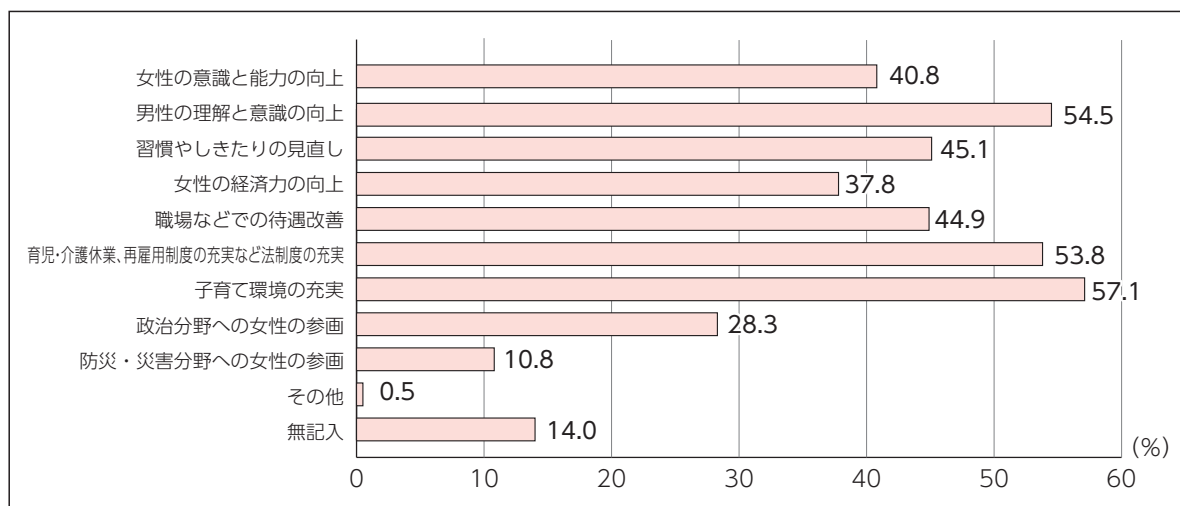
(※9) セクシュアルハラスメント(セクハラ)

性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること。または、性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

(※10) マタニティハラスメント(マタハラ)

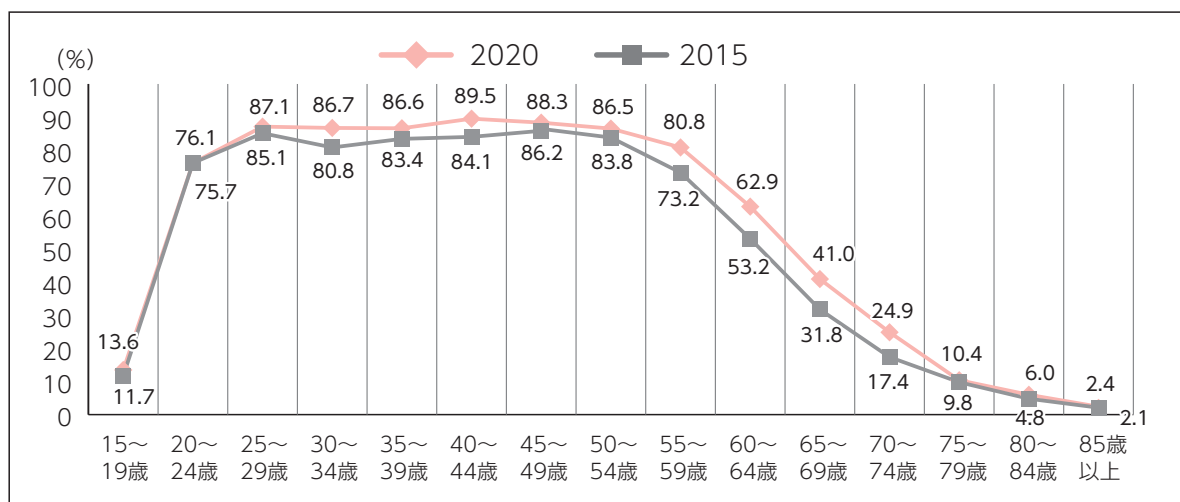
職場において妊娠や出産をした人に対し、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、行われる嫌がらせのこと。

●女性の社会参画を進めていくために必要と思うもの（複数回答）



資料：市民意識調査2022年（令和4）

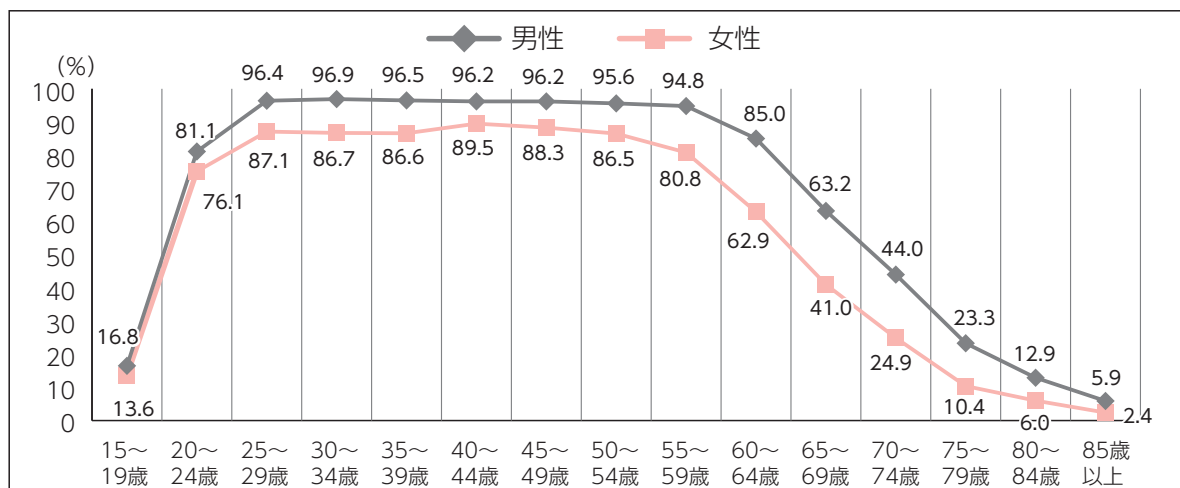
●新発田市における女性の労働力率（経年比較）



注：労働力状態「不詳」を除いて計算

資料：「国勢調査」2015年（平成27）、2020年（令和2）

●新発田市における労働力率（男女比較）



注：労働力状態「不詳」を除いて計算

資料：「国勢調査」2020年（令和2）

【施策の方向】

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

【女性活躍推進】

雇用主は、職場で働く人の人生の段階（若年層、子育て層、介護層、高齢層）に応じたニーズへの対応を考えることが重要になります。ワーク・ライフ・バランスを将来の投資と考え、重要な意義があることを雇用主に啓発します。

就業の場において女性、男性が均等な機会を与えられ、能力を発揮し、社会の一員として活躍できる場を作ることが大切です。仕事と家庭の両立を考慮し、雇用環境を見直すよう、関係課を通し企業への働きかけを行っていきます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
性別による固定的な役割分担意識に基づく職場慣行の見直し	・企業に対して男女雇用機会均等法等の普及啓発を行う ・企業に対し、職場慣行の見直しについて研修の場などで啓発する ・ハッピー・パートナー企業の取組をホームページ等で紹介する	人権啓発課
	・女性が働きやすい職場環境を整備する企業者に対して整備費用の一部を補助する	商工振興課
育児・介護休業法の普及啓発	・ハローワークや商工会議所等を通じて、育児・介護休暇の取りやすい職場環境を整えるよう、企業に対する普及啓発を行う	商工振興課
研修会等での企業や雇用主を対象とした啓発	・新潟労働局雇用環境・均等室など関係機関からの情報を、企業や雇用主などへの研修会等で情報提供する	人権啓発課 商工振興課
労働相談窓口	・ハローワークや商工会議所等と協力して相談窓口の周知を行う	商工振興課

② 職場におけるハラスメント防止対策の推進に向けた啓発

【女性活躍推進】

男女がともに働きやすい環境職場を構築するため、職場でのハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）防止に向けた啓発を図ります。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
企業等における各種ハラスメント（※11）の防止啓発	・職業生活の継続を阻害する要因となるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント（※12）及びパワーハラスメント（※13）防止、啓発を行う	人権啓発課

（※11）ハラスメント

一般的に人を困らせたり嫌がらせたりする行為をいう。

（※12）パタニティハラスメント

育児休暇取得や育児の短時間勤務、フレックス勤務などを申し出る男性に対する嫌がらせをいう。

（※13）パワーハラスメント

職場で職務上の地位など職場内の優位性を背景に業務の範囲を超えた肉体的、精神的に苦痛を与える行為をいう。

③ 女性の就業継続、再就職に向けた支援

【女性活躍推進】

企業が積極的に再チャレンジ支援に取り組めるよう啓発を進めます。企業規模によっては、未だに産前産後休暇のみで育児休業制度が浸透していない企業もあります。特に中小企業においては、制度の浸透・定着が難しいのが現状ですが、多様な広報活動で啓発を図ります。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
企業への啓発	・女性の再就職、起業等に関する国の支援プラン等を、商工会議所、ハローワークなどを通し企業へ周知・啓発する	人権啓発課
企業や雇用主への啓発	・産前、産後や育児休業後の女性就労者が休暇前と変わらず勤務できるよう雇用主へ啓発を行う	人権啓発課 商工振興課
再就職のための支援	・女性の再就職支援を中心とする求職者の就業支援を目的とした就労相談等を随時開催する	商工振興課

重点目標(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成は、女性だけでなく男性にとっても重要な課題です。

2022年(令和4)年の市民意識調査では、男性が家事、子育て、介護等に積極的に参加していくために必要と思うこととして、半数以上の人々が「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」、「労働時間の短縮や休暇制度の普及」と回答しています。

男性の家庭生活への積極的な参画を進めるために、社会全体で、性別による固定的な役割分担意識の改善や就労環境の整備に取り組む必要があります。

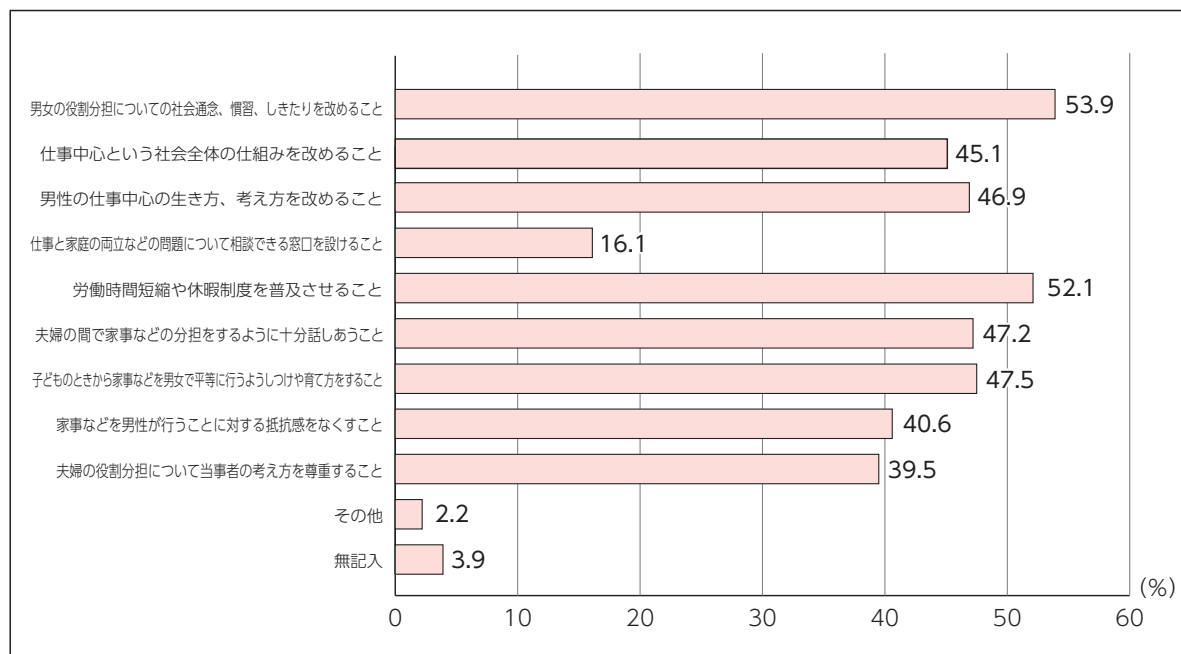
また、性別による固定的な役割分担意識は、女性だけでなく男性にも負担となっていることがあります。

人口動態統計によれば、新発田市における自殺者の推移は2012年(平成24)から2021年(令和3)までの10年間で229人、年平均で約23人の市民が自殺で命を失っています。性別で見ると、男性が多く、10年間で168人(73.4%)となっています。

市では、2011年(平成23)に県内で最初に「新発田市民のきずなを深め『いのち』を守る条例」を制定し、支え合うまちづくりを実現するための行動計画を作成して、自殺予防に取り組んでいます。

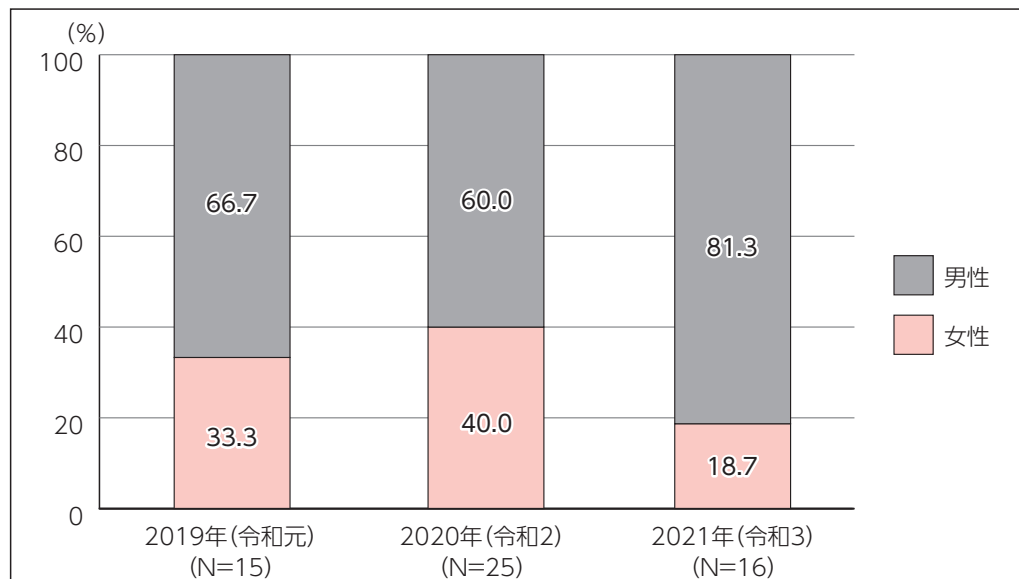
男性が、男性であることで負っている社会的な重圧や悩みなどについて、相談体制を充実させるとともに、男女が責任を分かち合える男女共同参画の意義について啓発を行います。

●男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要と思うこと



資料：市民意識調査2022年(令和4)

●新発田市の自殺者数の男女別割合



資料：厚生労働省「人口動態統計」

【施策の方向】

① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

【女性活躍推進】

職場での長時間労働や、地域での男性優位の慣習など性別による固定的な役割分担が男性にもたらす重圧や男性の心身の健康上の問題が存在しています。家庭、職場、地域などあらゆる場面で男女が共に責任を担い、支え合う男女共同参画が、男性にとっても意義があることの理解を促すよう進めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
男性向け男女共同参画セミナー	・男女共生市民講座や新潟県女性財団と共催の地域セミナー等に男性を対象とした講座を開催し、男性にとっての男女共同参画の意義を啓発する	人権啓発課

② 男性が抱える困難への対応体制の整備

自殺者の約7割を男性が占めている現実を踏まえ、男性であることで負っている仕事や職場、家庭での悩みなど、誰もが相談しやすい自殺予防のための相談体制を整え、自殺者の減少を図ります。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
自殺予防のための相談体制の整備	・ ころとからだの健康についての相談窓口の充実	健康推進課 社会福祉課
	・ 経済、生活問題等の相談窓口の充実	市民生活課 社会福祉課
	・ 人権についての相談窓口の充実	人権啓発課
	・ 就労等についての相談窓口の充実	商工振興課 社会福祉課

③ 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

【女性活躍推進】

男性の家事・育児・介護等への参画を促すとともに、参画しやすい環境づくりや男性が家事等に参画することへの理解と意識を深めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
母子保健活動事業	・ 父子手帳の配付や父親のマタニティ教室等への参加を通じて、出産前から父親としての自覚を促し、スムーズに子育てができるよう意識高揚を図る	こども課
父親の子育て参加の促進	・ 父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供する	こども課 スポーツ推進課 人権啓発課
男性の家事や育児などへの参画に対する理解の促進	・ 男性が家事等へ参画することに対する理解を促すため、情報提供を行う	人権啓発課
子育てサークル支援	・ サークルの周知や会員募集、活動場所の無料提供等の支援を行う	新発田駅前複合施設

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

少子高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化し続けています。男女が社会のあらゆる分野に参画し、性別や年齢にかかわらず、対等な立場で共同に参画し、責任を担うことが重要です。

また、企業や行政、団体等あらゆる分野の組織が、様々な課題に対応しながら、維持・発展していくためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

国は、2003年（平成15）に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度にする」との目標を掲げ、取り組みを進めてきましたが、国家公務員や民間企業の女性管理職の割合が依然として低い水準にあることなどを理由に、目標達成が困難として、2020年に目標達成を2030年まで先送りしました。また、取り組みが十分進んでいないことから、2016年（平成28）に完全施行された「女性活躍推進法」では、さらに踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※14）を推進し、目標達成に向け官民挙げて取り組む必要性があることも改めて強調しています。

これまでも当市では、女性の意見が政策・方針決定の場で十分反映されるよう、各種審議会等への女性の登用や、管理職への女性の登用を推進してきましたが、女性の参画の割合はまだ不十分な状況です。企業や各種団体、政治分野、自治会等あらゆる分野においては、固定的な役割分担意識が根強く残っており、女性はその能力を十分に発揮できる環境が整っているとは言えない状況にあります。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や女性の能力向上への支援を行うことにより、女性のエンパワーメント（※15）を進める必要があります。

（※14）積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、あらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供すること。男女共同参画社会基本法に盛り込まれている。

（※15）エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

重点目標(1) 政策・方針決定過程の場への女性の登用

【現状と課題】

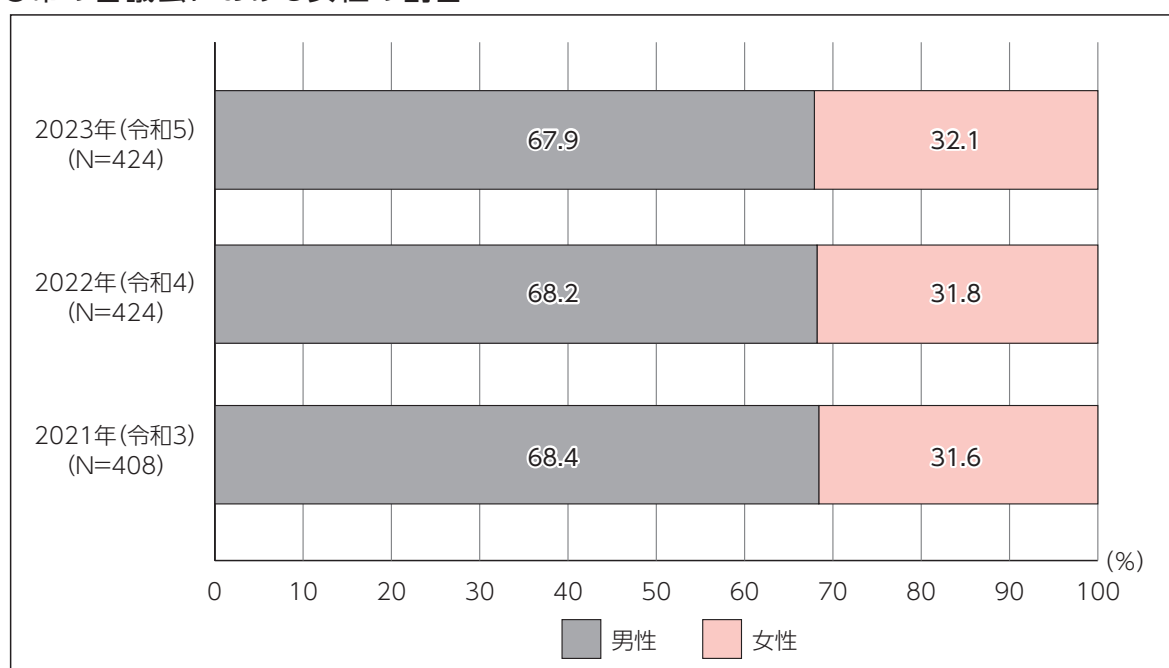
審議会等における女性の登用促進について、新発田市男女共同参画推進条例に基づき積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に取り組んできました。

当市における審議会等の委員に占める女性の割合は、1997年(平成9)3月の4.25%から、2018年(平成30)4月の31.4%、2023年(令和5)4月の32.1%となっています。これまでの取組において着実に増加してきており、目標としていた37%に少しずつ近づいてきているものの、女性委員がいない審議会等も存在しています。

2020年(令和2)国勢調査によると、当市の「管理・監督的業務に従事する者」のうち女性割合は13.4%で、前回の調査に比べると割合はわずかではあるが下がっています。これは全国及び新潟県についても同様の傾向となっており、女性の管理職登用が後退している状況にあります。

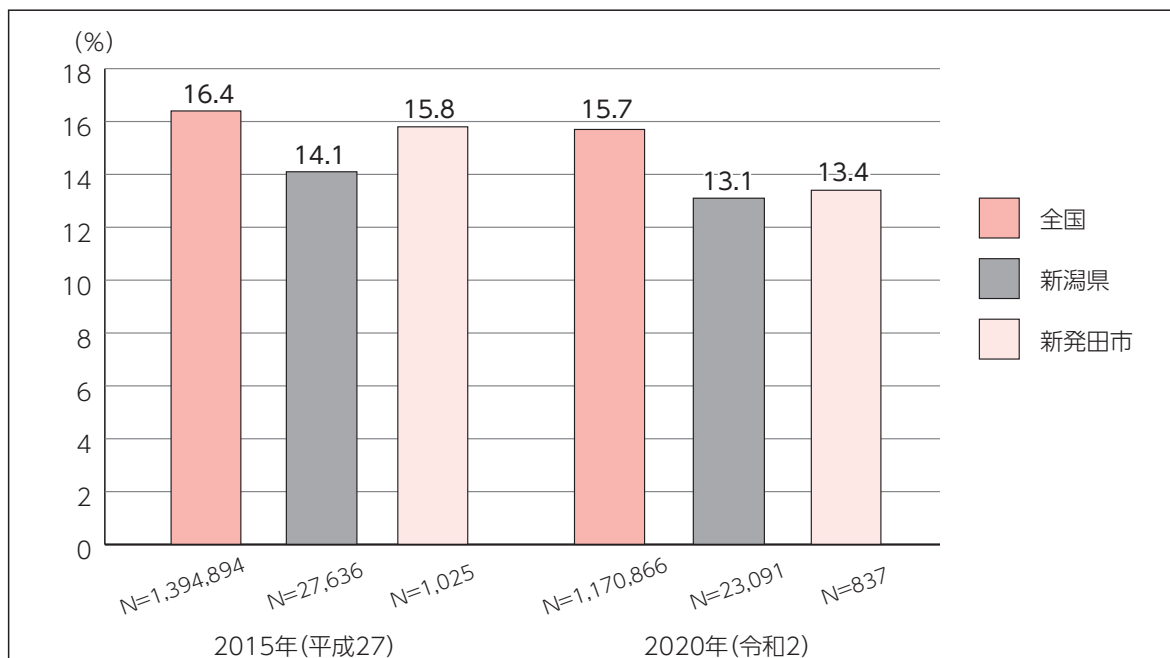
あらゆる分野において、政策・方針決定過程の場への女性を増やしていくことが重要であることから、固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、引き続き女性の登用が進み、男女の意見がバランスよく反映されるよう、企業等への情報提供や働きかけを行っていく必要があります。

●市の審議会における女性の割合



資料：市町村における男女平等社会の形成に関する施策の推進状況

●管理的職業従事者に占める女性の割合（全国・新潟県・市）



注：管理的職業従事者とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等を示す。

資料：国勢調査2015年（平成27）、2020年（令和2）

【施策の方向】

① 審議会、委員会等への女性登用の推進

【女性活躍推進】

市の政策や方針決定に深くかかわる審議会等において、多様な視点から意見が反映されるよう女性委員の登用促進を図ります。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
審議会、委員会等への女性の登用	・市が委嘱する審議会等における女性の登用を推進する	人権啓発課 人事課
女性委員登用状況の調査	・審議会等委員への女性の参画状況を、毎年定期的に調査・公表する	人権啓発課

② 市組織の管理職への女性職員の登用

【女性活躍推進】

当市における女性管理職（課長相当職以上）の割合は、年々増加し、2023年（令和5）4月現在18.5%（※）となっており、2023年度（令和5）の県内市町村平均よりも高くなっています。本人の適性や希望にあわせ、多様な職務を経験させるとともに、各種研修等を通じて、積極的に育成と登用を促進します。

※資料：市町村における男女平等社会の形成に関する施策の推進状況

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
性別にとらわれない職員の配置	・性別にとらわれない配置や職務分担を行うと共に、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する	人事課
職員研修	・全ての職員が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるように男女共同参画に関する研修を行う	人事課 人権啓発課
女性職員の活躍の推進	・女性職員の活躍の推進に関する新発田市特定事業主行動計画により進行管理をしながら、性別による固定的な役割分担意識を解消し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進することで女性職員が十分に能力を発揮できる環境を整える	人事課

③ 企業等における方針決定過程の場への女性の参画促進

【女性活躍推進】

性別にとらわれない人材の育成と管理職への積極的な登用を推進し、市内企業へも広がるよう努めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
企業等に対する女性登用の啓発	・企業等に対し情報提供を通じて方針決定及び指導的地位への女性の参画拡大について、意識啓発に努める	商工振興課 人権啓発課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の推進	・女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画策定を支援するため、特に中小企業の取り組みを推進するための情報提供に努める ・「えるばし企業」(※16) 認定等についても周知・啓発を図る	人権啓発課

(※16) えるばし企業

女性活躍推進法に基づく女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であると厚生労働大臣が認定した企業。

重点目標(2) あらゆる分野での女性の参画

【現状と課題】

地域活動や社会活動の状況では、男性が女性よりも活動している割合が高く、各団体の長や役員といった責任のある役割も男性が担うことが多いのが現状です。さらに、新潟県では新潟県中越大地震、中越沖地震をはじめ、近年の多くの災害により、災害発生時における女性の家庭的責任の増加や、性差に配慮した支援などの課題が明らかになりました。

このため、防災・災害復興体制における政策、方針決定過程への女性の参画と男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組むとともに、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図ります。災害時には、平常時における課題がより一層顕著に表れるため、平常時から地域活動においても、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、年齢や性別にかかわらず多様な市民が地域活動に参画し、地域の様々な課題に取り組む中で、方針を決定する過程で女性が参画し、活躍できるような仕組みづくりが必要です。

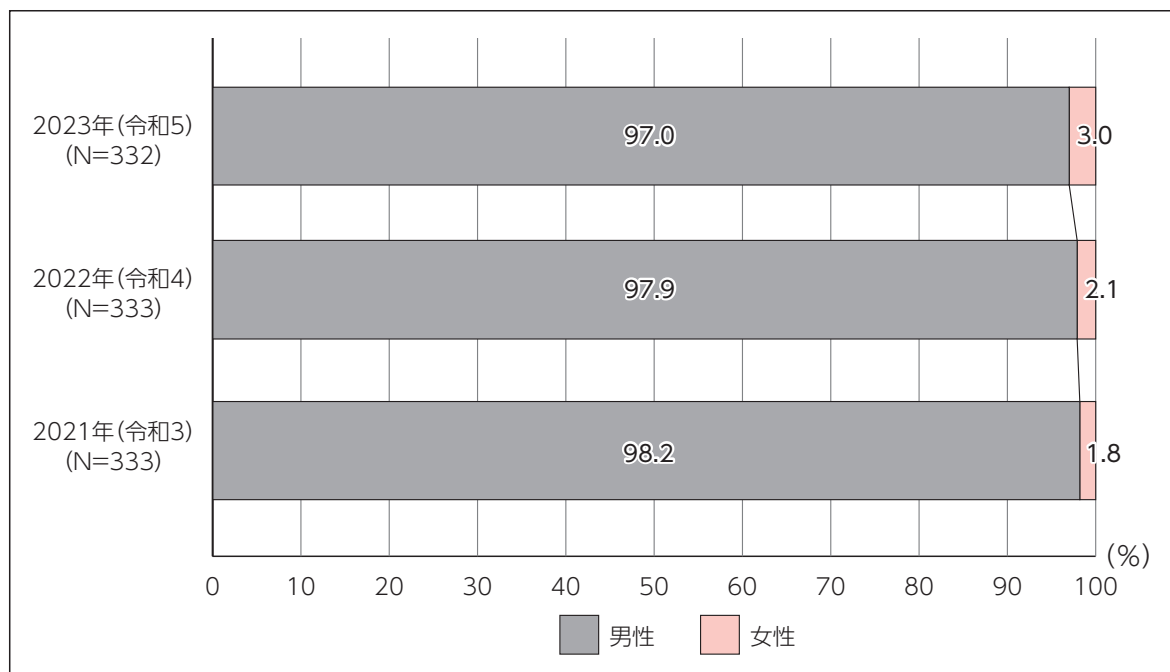
情報化社会の進展に伴い、デジタル人材の需要が高まっています。

国では、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた女性の就労支援や女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消に向けて、「女性デジタル人材育成プラン」を策定し、女性が就労に直結するデジタルスキルを身に付け、就職・再就職、リスキリング(※17)の後押しをする取組を進めています。多様で柔軟な働き方にも対応できるデジタル分野は女性の活躍の場として注目されており、女性の就労に向けた支援と環境の整備が求められています。

(※17) リスキリング

新たな職業や職種に就くために新しいスキルを習得すること。

●自治会長に占める女性の割合



資料：市町村における男女平等社会の形成に関する施策の推進状況

【施策の方向】

① 女性の能力開発のための取組促進と人材の育成

【女性活躍推進】

女性のエンパワーメントの支援として、男女共同参画を推進する市民団体の活動支援を行うとともに、各地区公民館と連携・協力を図りながら学習の機会を提供し、団体やリーダーの育成に努めます。

情報化社会に対応し、在宅ワークなど柔軟な働き方の推進と女性の経済的自立を図るため、デジタル分野における女性の就労とスキルアップに向けた支援を行います。

理工科系分野の人材育成の観点から、この分野への女子中高生等の進路選択を支援するよう関係者に対して働きかけを行います。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
女性リーダーの育成	・ 広く人材の発掘に努め、方針決定過程の場に参画できる力をつける場や機会を提供する ・ 実行委員会を組織し、男女共生市民講座、人権フェスティバルを行い、運営や企画に携わることで、エンパワーメント、人材の発掘、リーダーの育成に努める ・ 国、県から提供される女性人材リストを活用し、研修会等の講師斡旋につなげる	人権啓発課
研修会への参加要請	・ 国、県、女性財団、他市町村で開催する研修会、講演会などの情報を「男女共同参画推進団体懇談会」会員等へ提供することにより、研修会等の参加を促し、リーダー育成の機会に努める	
男女共同参画推進団体懇談会の育成・支援	・ 懇談会を開催し、加盟団体への情報提供や研修会を行うことにより、女性の能力開発に繋げ、男女共同参画社会の実現をめざす協力体制を構築する	
科学技術・デジタル分野などへの女性の活躍の促進	・ 理工科系分野への女子中学生の進路選択を支援する	学校教育課
	・ 理工科系分野への進路に関する情報を市内の学校へ情報提供を行う ・ 講座や講演会を通して、女性のデジタルスキルの向上やデジタル分野の就労への支援を行う	人権啓発課 商工振興課

② 国際理解・国際協調の推進と国際交流の場への女性の参画促進 【女性活躍推進】

男女共同参画の推進に関する様々な取組は、国際的な動きと連動しながら進められてきました。国際社会の課題や取組に関心を持ち、理解を深めることは、当市の男女共同参画を進めるうえで大切なことです。

国際交流事業を行っている団体と連携し、国際理解を深める国際交流活動への市民参画を促進します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
国際理解・国際協調の推進	・男女共同参画に関する諸外国の取組状況等の情報収集と情報提供	人権啓発課
	・国際理解講座などを開催し、多文化共生社会への理解を深めてもらうよう啓発に努める	市民まちづくり支援課
国際交流の場への女性の参画促進	・姉妹都市、友好都市への交流事業、スポーツ交流事業への女性の参加を促進する	市民まちづくり支援課 スポーツ推進課
	・人権フェスティバル等、市の行事に外国人留学生や在日外国人などに参加してもらうことにより交流を行う	人権啓発課

③ 地域活動への女性の参画促進 【女性活躍推進】

自治会や市民団体などの活動の場において、女性が参画しやすい環境づくりを推進します。また、重要事項の決定過程に男女が共に参画し、主要な役職に男女問わず就任できるよう啓発します。地域づくり活動において男女が活躍できるよう、人材や団体等の育成に取り組みます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
各種団体での女性の参画促進	・自治会、町内会などでの女性参画の必要性について啓発を行う	市民まちづくり支援課
	・老人クラブ等役員への女性参画の必要性について啓発する	健康長寿アクティブ交流センター

事業名	事業内容	主管課
市民活動の相談窓口	・地域づくり支援センターにおいて、自治会やNPOなど市民活動の情報提供を積極的に行い、地域づくり活動の人材や団体等の育成・支援を行う	市民まちづくり支援課

④ 消防団における女性の活躍の促進

【女性活躍推進】

地域において、女性消防団員を登用するなど防災の分野での女性の参画を促進します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
女性消防団員の積極的な採用	・女性消防団員の採用、育成を推進するよう広報紙等でPR等が続けていく	地域安全課

⑤ 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興体制の確立

【女性活躍推進】

災害時において、男女共同参画の視点に立った被災者支援や避難所運営を行うとともに、万が一、災害が発生した場合においても男女が共同して復興に向けた取り組みができる地域づくりを進めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
地域防災計画での啓発	・防災、災害時及び復興活動において、男女共同参画の視点から女性の意見を取り入れ、計画等に盛り込んで啓発を推進する	地域安全課 人権啓発課
女性の自主防災組織や避難所運営への積極的関与	・自主防災組織や避難所運営へ男女共同参画の視点を取り入れ、女性が積極的に関与できる体制を構築する	

重点目標(3) 農林水産業、商工業等自営業における女性の地位の確立

【現状と課題】

農業、漁業をはじめ個人や家族で経営する自営業に従事する女性は、産業の重要な担い手として、また生活や地域の担い手として大きな役割を果たしています。しかし未だ根深い性別による固定的な役割分担意識やそれらに基づく慣習が残っており、必ずしも女性の果たす役割が適正に評価されているとはいえない状況です。

2020年(令和2)国勢調査によると、市内で農林漁業に従事する人の35.7%は女性です。この分野での女性の経営者及び役員の割合も10.9%となっており、これまで進めてきた家族経営協定(※18)の普及促進や農産物の6次産業化(※19)により女性の経営参画が定着してきていると考えられます。

市はこれまでも農業分野では、認定農業者制度、家族経営協定活用の促進等、女性の経済的地域の向上と就業条件・環境の整備を進めてきましたが、さらに女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるように今後も家族経営協定の締結の推進と拡大をしていく必要があります。

また、農業、商工業やサービス業などの分野における女性による起業活動の支援を進め、自分らしくいきいきと働ける場の確保が課題です。

これまで市では、商工業等自営業における起業を希望する女性に対し、経営等に関する知識の情報発信やセミナーや講座を開催し、起業しやすい環境を整えてきました。今後も女性の個性と能力を最大限に活かした社会、経済活動が当市の発展に大きな役割を担うことから、女性起業家への支援を推進していく必要があります。

(※18) 家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ農農業経営の方針、労働報酬、休日、労働時間、経営移譲等について文書で取決めるもの。

家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になる。

(※19) 6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

【施策の方向】

① 女性の経営ならびに社会参画の促進

【女性活躍推進】

農業をはじめ個人や家族で経営する自営業等に従事する女性は産業の重要な担い手として大きな役割を果たしていますが、性別による固定的な役割分担意識や慣習などから必ずしも女性の役割が正當に評価されているとはいえない状況にあります。共同経営者としての認識を持つためにも、家族経営協定の普及拡大の啓発、また起業活動の支援に努めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
家族経営協定の普及促進	・経営方針の決定、収益配分、休日の取り決めなど夫婦で話し合い、協定として明文化することにより、女性農業者が能力を充分発揮できる就業環境の整備と経済的地位の確立を図る	農業委員会事務局
	・認定農業者を対象に普及拡大を図る	農林水産課

② 次世代を担う人材の育成

【女性活躍推進】

若い女性が後継者として、経営参画できるような環境づくりを推進します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
女性リーダーの育成	・県が認定する農村地域生活アドバイザー（農村女性リーダー）や地域生活改善グループ等で活躍する女性に対し、方針決定の場に参画できる力をつける機会を提供する	農林水産課
農林水産業における男女共同参画についての普及啓発	・農村地域生活アドバイザー等活躍する女性に対し、各種審議会等女性委員の登用を推進する	

③ 女性による起業への支援

【女性活躍推進】

女性の個性と能力を最大限に活かした社会、経済活動が、市の発展に大きな役割を担うことから、女性による起業・創業のための情報発信やセミナー等の支援を行います。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
商工業等自営業における女性による起業への支援	・女性の起業・創業に必要な知識及び実践的能力を高め、起業諸手続き等の各種情報発信を行い、女性の起業を支援する	商工振興課
農業女性グループの起業支援	・農産物の6次産業化など、新しいビジネス展開を支援する ・これまで農村女性が地域のなかで育んできた技術や活動の実績を生かすため、起業を志向する女性に支援を行う	農林水産課

基本目標 4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

長寿化による人生100年時代が到来しつつある今、自らが希望する形で働き、家庭生活を送るため、お互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康で生きていくことが、男女共同参画社会を推進するうえでも重要です。

特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。このため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」（※20）に関する視点に立ち、生涯を通じた女性の健康づくりを支援するための取組を進めていく必要があります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※21）、児童虐待、高齢者や障がい者への虐待等、様々な場面において、人々の人権が暴力によって著しく侵害されている状況があります。暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つける行為です。暴力を決して容認しない社会意識を醸成する取り組みを推進することが必要です。

長期化する不安定な経済状況や少子高齢化、結婚や離婚に対する意識の変化などに伴い、非正規雇用者や単身世帯・ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。

令和6年4月、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性など様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援に向けた施策を進めて行く必要があります。

インターネットを使ったメディアなどで、性犯罪や暴力を助長するような映像や文字などが氾濫していることも大きな問題となっています。情報の規制は難しい問題ですが、学校等におけるメディアリテラシー教育を推進し、危険な情報や不要な情報を取り入れないことで、犯罪などから身を守ることが大切です。

（※20）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいう。

子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどをはじめとして、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての良好な健康の管理が含まれている。

また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別・強制を受けないことなども幅広く含まれる。

（※21）ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親しい間柄にある、またはあった人からの暴力のことをいう。

重点目標(1) 生涯を通じた女性の健康支援～リプロダクティブ・ヘルス／ライツ～

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、相手を思いやりながら生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえますが、特に女性は、妊娠・出産の可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる経験を有することに男女ともに留意しなければなりません。

当市では、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりとして、「めざせ100彩」をスローガンに「望ましい食習慣の確立・定着」「運動習慣の定着」「健康管理の定着」の3本柱で各種事業を推進してきました。各種がん検診、特定検診等を実施し、疾病の予防や早期発見・早期治療に努め、地域や職域との連携も深めてきました。

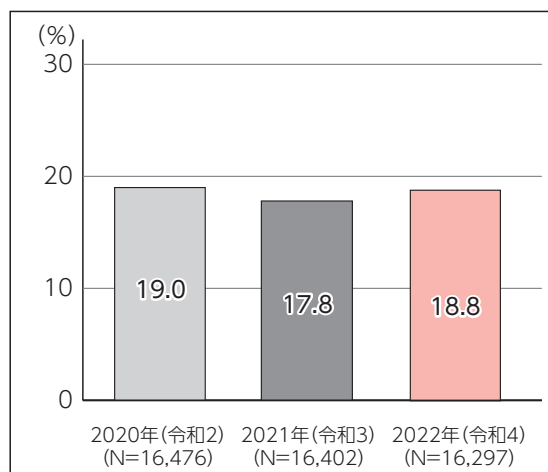
女性の健康は、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点から、妊娠・出産期や更年期における女性の健康支援、不妊に悩む女性への対応の充実を図り、女性の生涯を通じた総合的な施策を推進していく必要があります。

当市における合計特殊出生率は2021年（令和3）で1.33となっており、全国の1.30や県の1.32と比べるとほぼ同じ傾向を示しています。

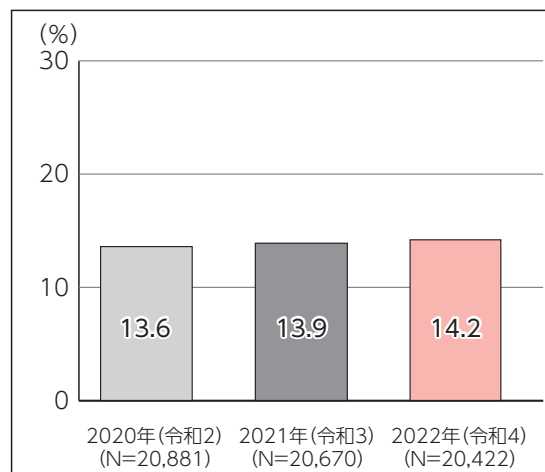
今後も妊婦健診の助成や妊産婦の医療費の助成、不妊治療費の一部助成や子育て支援などの少子化を解消する制度を整備し、子どもを産み育てることをサポートし、妊娠・出産等に関する健康支援を継続して取り組みます。

●乳がん、子宮頸がんの受診率

乳がん検診受診率



子宮頸がん検診受診率



注：乳がん・子宮頸がん検診の受診率は職域検診を受診する対象者は含まれていない
資料：新発田市民の保健衛生の動向

【施策の方向】

① 生涯を通じた男女の健康支援

男女が互いの性を理解し、一人ひとりが自立して自身の健康を保持していくために必要な、健康づくりを支援します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
男女の健康支援	・男女ともにいきいきとした生活が送れるよう健康増進対策を推進する	健康推進課
スポーツを通じた健康支援	・年齢や性別、心身の障害の有無に関わらず、スポーツを通じた健康づくりを推進する	スポーツ推進課

② 乳がん、子宮頸がん検診等の受診啓発

特定健診、乳がんや子宮頸がん等の検診など、病気の早期発見、早期治療をこころがけるよう啓発します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
健（検）診受診率の向上	・自主的に健康づくりのため健（検）診を受けるよう、広報誌やパンフレット等での啓発を行う ・がん検診推進事業の実施	健康推進課 保険年金課

③ 妊娠、出産等に関する健康支援

市が行っている妊婦健診の助成や妊産婦の医療費の助成、不妊治療費の一部助成について、制度を利用し安心して妊娠、出産に臨めるよう周知します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
母子健康診査事業	・健康診査の費用助成を通じ、異常を早期に発見し、適切な支援につなげる	こども課
妊産婦医療費助成事業	・妊娠届の翌月の初日から出産した月の翌月の末日までの通院や入院に係る医療費の一部助成を行う	
すこやか育児支援事業	・妊娠を望んでいる不妊・不育症治療を受けている方に治療費の助成を行う	

重点目標(2) 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

2022年(令和4)の市民意識調査によるとDVに関する質問で、「暴力を受けたことがある」と答えている人は9.4%で、世代別にみると30代と40代に多く、性別では女性の方が多くなっています。調査には表れない潜在的なDVも存在していると思われ、被害を受けた場合「一人で悩まず相談する」ことの大切さを啓発しなければなりません。関係機関と連携し、女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会づくりを推進するとともに、被害者への支援体制づくりが求められています。

市では、平成31年4月に社会福祉課内に、ひとり親家庭支援係を新設し、DV相談等に対応する婦人相談員(令和4年1月から女性相談員、令和6年4月から女性相談支援員に名称変更)を配置しました。DV被害など様々な困難を抱える人たちの相談に応じ、課題解決に向けた支援を行っています。

近年は、若い世代で、恋人からの暴力「デートDV(※22)」が増えていることが問題視されており、若い世代や保護者に向けた啓発が必要となっています。

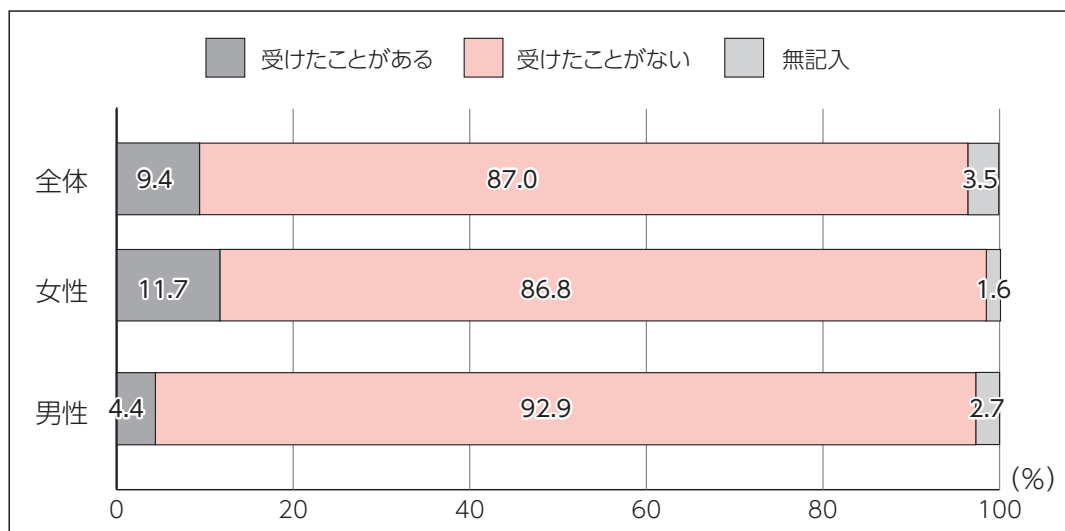
インターネットを使ったメディアなどで、性犯罪や暴力を助長するような映像や文字などが氾濫していることも大きな問題となっています。情報の規制は難しい問題ですが、学校等におけるメディアリテラシー教育を推進し、危険な情報や不要な情報を取り入れないことで、犯罪などから身を守ることが大切です。

児童虐待に対しては、関係機関等との連携の下、虐待予防・早期発見・早期対応を図ることが重要です。2004年(平成16)から市町村も児童虐待の相談窓口と位置付けられ、2007年(平成19)3月に新発田市要保護児童対策地域協議会が設置されています。児童虐待に関する通告・相談件数については、全国の傾向と同様に年々その件数は増加しており、関係機関等と連携した適切な支援が求められています。虐待が起こるまでには、保護者・子ども・家庭に様々な要因が絡んでいると考えられ、それぞれの家庭の実情に沿った支援策が望まれるところです。今後も関係機関等と連携しながら、児童虐待に関する啓発や子育て相談等の充実により、早期発見や重症化の防止を行っていくことが重要です。

(※22) デートDV

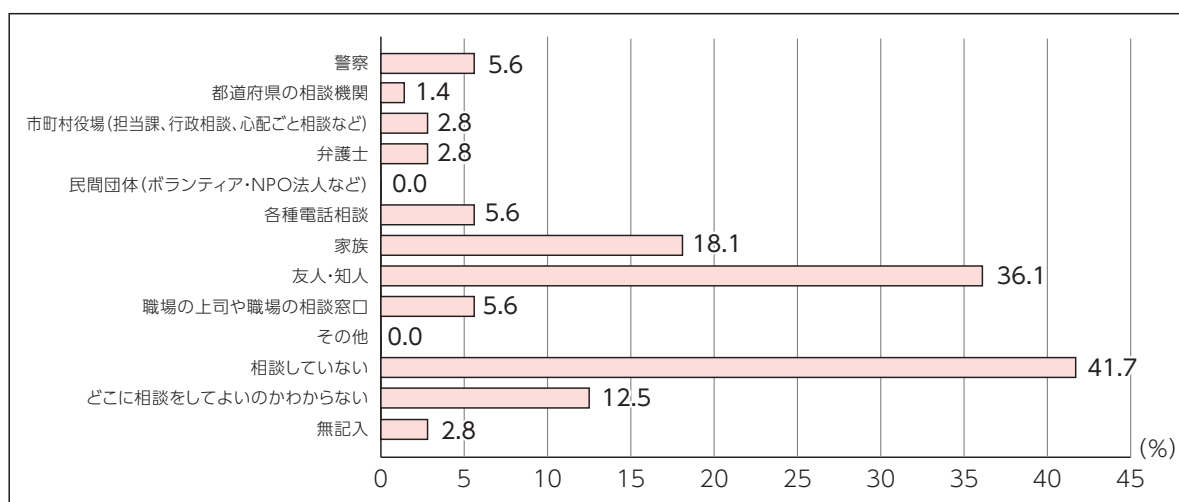
結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力。

●ドメスティック・バイオレンスの被害経験について



資料：市民意識調査2022年（令和4）

●ドメスティック・バイオレンスを受けたとき、誰に相談しましたか（複数回答）



資料：市民意識調査2022年（令和4）

【施策の方向】

① ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）等の相談窓口の強化と意識啓発 【DV防止】

関係機関等との連携を図り、DVやセクシュアルハラスメント等についての認識を広げるために情報提供を行うとともに、DV等の防止について意識啓発に努めます。

また、関係機関や関係団体との連携を図り、相談窓口の充実と強化を図ります。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
相談窓口の充実、強化	- 関係機関と連携を図り、DV等の相談に応じるとともにDV相談カードを庁舎はじめ公共施設などに配置し、相談場所等について周知をする - DV等の相談窓口に女性相談支援員を配置し、相談支援を行う	人権啓発課 社会福祉課
広報、啓発活動	- 女性の人権週間、暴力をなくす運動やセクシュアルハラスメント相談窓口などのポスター掲示や市のホームページに掲載し、啓発を行う - 若者層向けにデートDV予防教育や啓発を行う - 加害者更生に関する国等の調査研究の情報について、情報収集と情報提供を行う	人権啓発課

② 強制わいせつなど性犯罪及びインターネット等における過度の性的表現の防止策の徹底

【DV防止】

防犯体制の強化と併せ、性犯罪などに遭わないための防止策を幼少期から身につける習慣を学校や家庭で作っていかねばなりません。さらに、スマートフォン等の普及を踏まえた児童、生徒の犯罪被害等を防止するためのメディアリテラシー教育を推進します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
パトロールの強化	関係機関が連携し、青少年健全育成協議会等で行う街頭パトロールの体制を強化する	青少年健全育成センター
学校への指導、啓発	- 各学校で機会を設け、性犯罪の実態把握や、防止策として護身術などの学習を行う - メディアリテラシー教育（情報を評価・識別・発信する）を推進する	学校教育課

③ 児童虐待防止策の推進

【DV防止】

児童虐待の取組は、新発田市要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と連携しながら必要な支援を行います。

子どもの目の前で行われる配偶者暴力等についても、子どもへの心理的虐待にあたると言われています。児童虐待に関する啓発活動が続けるとともに、保護者が安心して子育てができるよう、相談機能の充実や対応職員の資質向上を行うなど、地域、社会全体で防止策や重症化予防のための環境づくりに努めます。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
児童虐待への対応	・新発田市要保護児童対策地域協議会において、関係機関等との更なる連携強化を図り、児童虐待等要保護児童や特定妊婦に関する情報の共有や適切な支援のための協議を行う ・児童虐待への関心を高め、早期発見、早期対応へつながるための支援を行う	こども課
母子保健活動事業	・かかりつけ保健師が中心となり、育児教室や相談会、訪問指導等により切れ目のない支援を行う ・健診時の問診や診察、面談時の保護者の言動や精神状態などから、虐待等の早期発見や予防に努める	
教育相談の実施	・子ども教育相談を行い、家庭での問題等に対し適切なアドバイスを行う	学校教育課

重点目標(3) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

経済状況の変化や少子高齢化、非正規雇用者の増加をはじめとする就業構造の変化などに伴い、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活に様々な影響を与え、特に女性に対して、就労面や生活面で深刻な影響を及ぼしています。平常時における男女格差の課題がコロナ下において顕在化し、中でも所得の減少による経済的な影響が大きくなっています。

特に、母子家庭の平均年収は、一般的家庭と比べて低い水準にあり、経済的に困難を抱えている人が多いことが想定されます。このため、ひとり親家庭等に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることにより、安定した生活が送れるよう支援をしていく必要があります。

また、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、支援を必要とする家庭に育つ子どもへの将来の進路選択の幅を広げるための学習支援や職業意識を醸成していくことが必要です。個々の抱える問題が多様化している中、生活上の様々な困難を抱える人たちが安心して暮らすことができるよう、自立に向けた支援も課題となってきました。

2015年(平成27)4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、市には自立相談支援事業の実施が義務付けられていることから、相談内容に応じて必要な情報提供や助言等を行っていくことも必要です。

市では平成31年4月に、社会福祉課内に、ひとり親家庭支援係を新設し、ひとり親家庭支援の総合窓口を設置しました。経済的困窮など様々な困難を抱える人たちの相談に応じ、課題解決に向けた支援を行っています。

男女共同参画の視点に立ち、貧困等により困難を抱えた人々に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させ、誰もが安心して暮らせる環境整備をしていくことが重要です。

●ひとり親家庭の推移

【母子世帯】

	2010年(平成22)	2015年(平成27)	2020年(令和2)	2020年－2015年
新発田市	434	443	411	▲32
新潟県	10,364	10,538	9,016	▲1,522
全国	755,972	754,724	646,809	▲107,915

【父子世帯】

	2010年(平成22)	2015年(平成27)	2020年(令和2)	2020年－2015年
新発田市	46	50	41	▲9
新潟県	1,148	1,142	1,005	▲137
全国	88,689	84,003	74,481	▲9,522

注：国勢調査における母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

資料：国勢調査2010年(平成22)、2015年(平成27)、2020年(令和2)

【施策の方向】

① 生活困窮者への自立促進支援

【女性活躍推進】

複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するため、各人の状況に応じた包括的な相談や就労支援等の施策を充実します。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
生活困窮者への自立促進支援	- 生活困窮者の相談支援を行う - 相談窓口の設置	社会福祉課
女性用品の無償配布と相談窓口の周知	- 公共施設のトイレ等に生理用品を用意し、無償配布するとともに、困難を抱える女性の相談・支援につなげるための窓口を周知する。 - 市内小・中学校の保健室等に生理用品を用意し、困っている児童・生徒に無償配布するとともに、いつでも悩み等の相談を受けられる体制を整える。また、児童・生徒の置かれている状況を把握するため、アンケートを実施し、必要な支援につなげていく。	社会福祉課 総務課 新発田駅前 複合施設 人権啓発課 学校教育課

② ひとり親家庭等への支援の充実

【女性活躍推進】

ひとり親家庭等が自立した生活を送れるよう、就業のための支援や相談体制の充実を図ります。
児童扶養手当をはじめとするひとり親家庭等への各種手当の支給や医療費の助成を行います。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
ひとり親家庭等の支援の充実	・ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、相談支援を行う	社会福祉課
児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る	
ひとり親家庭等の医療費の助成	・ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、扶養者と児童の医療費の本人負担の一部を助成する	
高等職業訓練促進給付金制度	・ひとり親家庭等の扶養者が就業に結びつきやすい資格取得のための修業を支援し、経済的自立の促進を図る	
自立支援教育訓練給付金制度	・ひとり親家庭等の扶養者の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図る	

重点目標(4) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進

【現状と課題】

だれもが、互いの性を十分に理解しあい、人権を尊重しながら健康を維持していくことが男女共同参画のまちづくりを進めるうえで重要です。

近年、情報伝達の発達に伴い、社会環境が大きく変化しています。性に関する誤った情報が氾濫し、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することが課題となっています。若年層のエイズ及び性感染症や望まない妊娠も問題となっています。

このような現状の背景には、性に関する正しい認識の不足等が考えられます。「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点から、子どもたちが、精神的に、身体的に、社会的に、良好な状態で暮らせるようになるためには、発達段階に応じて性に関する知識と認識を深め、互いの性を理解し、妊娠・出産その他の性と生殖に関することについて、自ら意思決定ができるようになっていく必要があります。そのためには、子どもたちが最適な情報にアクセスできるような教育・啓発活動が重要です。

2022年(令和4)に行った市民意識調査によると、「人権問題のうち、関心のあるもの」の設問では、「性的マイノリティ(性的少数者)の人権」を挙げた人の割合は、前回調査に比べ大きく伸びており、性の多様性についても正しく認識し理解を深める啓発活動が必要です。

子どもたちの健全な育成は、学校だけでなく保護者の理解と主体的な参加なくしてはありえません。家庭での理解促進のため、小・中学校等、子どもたちの成長段階に応じた学習機会や啓発活動を充実していくことが必要です。

【施策の方向】

① 性に関する正しい認識と理解についての啓発活動

性に関する正しい認識と理解に基づいて意思決定ができるように小・中学校から性に関する最適な教育を推進します。家庭、学校、社会において、望まない妊娠による人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や、避妊や性感染症予防についての正しい知識が得られるように指導を進めます。

また、性的指向(※23)や性自認(※24)などにおいて多様な性のあり方があることを理解し、性的マイノリティ(性的少数者)の方に対する誤った認識をなくすための取組が必要です。

(※23) 性的指向

人の恋愛・性愛がどのような対象に向いているかを示す概念。

(※24) 性自認

自分の性をどのように認識しているかを示す概念。

【事業計画】

事業名	事業内容	主管課
広報、啓発活動	・新発田地区助産師会等の関係機関と連携し、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての情報提供や意識啓発を行う・性の多様性について正しく認識し、理解を深めるための啓発活動を行う ・性の多様性について正しく認識し、理解を深めるための啓発活動を行う	人権啓発課
母子保健活動事業	・妊娠出産その他の性と生殖に関する教育を支援するための教材の貸出を行う	こども課
学習指導要領に基づく性に関する教育の充実	・体育科・保健体育科を中心に、小・中学校で性に関する指導を継続的に行い、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する正しい知識を確実に身につけさせる ・特別活動等で生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、思いやりや望ましい人間関係の構築と関連づけて指導する ・自己管理能力や自分らしい生き方の確立を目指し、集団指導と個人指導との関連を図りながら指導を進める。必要な場合は健康相談等につなげる	学校教育課
保護者会等での学習	・各学校で小・中学生を持つ保護者を対象に学習の機会をもつ	

第3章

計画の推進

- 1 推進体制の整備
- 2 市民、事業者、各種団体等との連携・協働
- 3 国・県、関係機関等との連携
- 4 計画の進行管理と男女共同参画に関する調査・研究の充実
- 5 数値目標

1 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、副市長・教育長及び課長等で構成する「人権対策委員会」を推進体制とし、計画の遂行を図ります。

また、課局等において人権の視点から事務を遂行し、しばた男女共同参画推進プランを円滑に推進するために、人権啓発・男女共同参画庁内推進員を設置し、実効性を確保します。

男女共同参画推進を担当する職員はもとより、男女共同参画の視点を持って市行政が推進されるよう市職員に対する研修や情報提供の充実に努めます。

(2) 新発田市男女共同参画審議会

新発田市男女共同参画推進条例に基づき設置している男女共同参画審議会において、男女共同参画に関する基本的な事項について調査審議するとともに、計画の進捗状況に関して意見を求めます。

2 市民、事業者、各種団体等との連携・協働

性別による固定的な役割分担意識の捉え方は、市民一人ひとりの価値観・生き方によって、さまざまであることから、その主体である市民との協働なくして「第5次しばた男女共同参画推進プラン」の推進はありません。男女共同参画の推進及び女性活躍推進に向け、市民に対して積極的な情報提供を行い、プランの周知を図るとともに、市民や各種団体・男女共同参画推進団体懇談会等と連携を深め、プランの推進を図ります。

3 国・県、関係機関等との連携

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、国・県及び公益財団法人新潟県女性財団との連携を強化し、周辺市町村との情報交換等を行います。

4 計画の進行管理と男女共同参画に関する調査・研究の充実

計画の進捗状況について、毎年度、計画の推進状況を確認・評価するとともに、男女共同参画審議会において審議、評価し、報告書を作成し公表します。

また、多様な市民ニーズを的確に把握し、男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握するため調査・研究等を計画的に行います。

5 数値目標

計画の進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

現状値の時点が記されていない数値は、2023年3月末現在のものです。

目標年度については、計画期間の2028年度としています。

基本目標	項目	現状値	目標 2028年度	資 料
基本目標1 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり	「しばた男女共同参画推進プラン」の認知度	21.6%	増加	男女共同参画に係る市民意識調査
	「男は仕事、女は家庭という考え方についてどう思いますか」に「反対」「どちらかといえば反対」と回答する市民の割合	77.4%	80%	男女共同参画に係る市民意識調査
	「性別に関係なく、だれもが平等に暮らしていけるまち」と思う市民の割合	65.1%	68%	市民意識アンケート調査
	学校生活の中で男女平等になっていないと思う市民の割合	13.9%	減少	男女共同参画に係る市民意識調査
	家庭生活の中で男女平等になっていないと思う市民の割合	61.2%	減少	男女共同参画に係る市民意識調査
基本目標2 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり	職場で男女平等となっていないと思う市民の割合	58.3%	減少	男女共同参画に係る市民意識調査
	待機児童数	0人 (2023年4月)	0人	こども課資料
	ハッピー・パートナー企業の登録数	47社 (2023年4月)	60社	人権啓発課資料
基本目標3 女性が活躍できる社会づくり	各種審議会等における女性委員の割合	32.1% (2023年4月)	34%	人権啓発課資料
	各種審議会等において女性委員がゼロの審議会の数	1 (2023年4月)	0	人権啓発課資料
	市職員の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	18.5% (2023年4月)	増加	人事課資料
	家族経営協定の締結農家数	92件	増加	農業委員会資料
基本目標4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり	乳がん検診の受診率 ※	18.8%	増加	健康推進課資料
	子宮頸がん検診の受診率 ※	14.2%	増加	健康推進課資料

※乳がん・子宮頸がん検診の受診率は職域検診を受診する対象者は含まれていない。

第5次しばた男女共同参画推進プラン

参 考 資 料

- ・ 新発田市男女共同参画推進条例
- ・ 日本国憲法（抄）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 第5次男女共同参画基本計画（抜粋）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抄）
- ・ 男女共同参画に関する行政関係年表
- ・ 新発田市男女共同参画審議会委員名簿

新発田市男女共同参画推進条例

平成27年3月12日 条例第2号

我が国では、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准を始めとする国際社会の動きとも連動しながら、男女共同参画社会基本法の制定など男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

新発田市においても、「しばた男女共同参画推進プラン」を策定し、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女が家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において対等な立場で、責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現に向けて種々の取組を推進してきました。

しかしながら、今日もなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく男女が平等とはいえない社会制度や慣行などが存在しており、男女共同参画の推進を阻害する多くの課題を克服していかなければなりません。

ここに、市はもとより、市民や事業者、市民団体、教育に携わる者の責務を明らかにし、世代を越えて男女共同参画に関する理念や価値観を共有しながら、それぞれが協働し、男女が平等な社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女が平等な社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わる者をいう。
- (6) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) やりがい又は充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。
- (7) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせること及び性的な言動に対する相手方の対応を理由として当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある者(過去において親密な関係にあったものを含む。)への身体的又は精神的苦痛を与えるような暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと及び男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度又は慣行が改善され、全ての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず能力を高め、対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女の相互協力及び社会の支援の下、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が尊重されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的な協調の下で行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するに当たり、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者と協働し、並びに国及び他の地方公共団体と連携して、取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、男女共同参画の理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることのできる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(市民団体の責務)
- 第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その活動に関して、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(教育に携わる者の責務)
- 第8条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、家庭、地域等との連携を図りながら、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害等の禁止)

- 第9条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他男女の人権を侵害する行為を行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
(表現上の留意事項)
- 第10条 何人も、広く市民、事業者、市民団体又は教育に携わる者に提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。
 - (1) 性別による固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現
 - (2) セクシュアル・ハラスメントその他男女の人権を侵害する行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現
 - (3) ドメスティック・バイオレンスを肯定し、助長し、又は連想させる表現
 - (4) 過度の性的な表現
 - (5) 性に基づく偏見を肯定し、又は助長する表現

第3章 男女共同参画の推進に関する施策等

(基本計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ新発田市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の意見を反映させるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮するものとする。
(推進体制等)
- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に進めるために、必要な体制を整備するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を進めるために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(附属機関等における委員の構成等)
- 第14条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。
(活動拠点)
- 第15条 市は、男女共同参画の推進のための活動拠点の充実に努めるものとする。
(人材の育成)
- 第16条 市は、男女共同参画の推進のための人材の育成に努めるとともに、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の人材の育成を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
(市民等の理解を深めるための措置)
- 第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の理解を深めるため、啓発、広報、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
(市民等の活動への支援)
- 第18条 市は、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が男女共同参画の推進に関する活動を行う場合は、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第19条 市は、男女がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(教育等の分野における施策の推進)

第20条 市は、幼稚園、小学校、中学校その他の学校及び保育園並びに社会教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育又は学習等が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等の分野における施策の推進)

第21条 市は、農林水産業、商工業等の分野において、男女共同参画を推進するため、経営に携わる者及び従事する者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の分野における施策の推進)

第22条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(防災の分野における施策の推進)

第23条 市は、防災及び災害復興の分野において、男女共同参画の視点に立った体制を確立するための措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第24条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第25条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 相談窓口及び苦情処理

(相談窓口の設置)

第26条 市長は、性別を理由とする権利侵害等について、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者からの相談を受けるための窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関等と連携して適切な措置を講ずるものとする。

(施策に対する苦情への対応)

第27条 市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情の申出について、必要に応じて、新発田市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第5章 新発田市男女共同参画審議会

(新発田市男女共同参画審議会)

第28条 男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため、新発田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、市長に答申する。

(1) 男女共同参画の推進に関すること。

(2) 基本計画に関すること。

(3) 前条第2項に規定する苦情に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に関し市長に意見を述べるることができる。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

日本国憲法（抄）

公布：昭和21年11月3日
施行：昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（略）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約〈女子差別撤廃条約〉（抄）

採択 1979年12月18日

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部 略

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

以下 略

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
改正 平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第2条及び第4条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第5次男女共同参画基本計画（抜粋）

令和2年12月25日 閣議決定
令和5年12月26日 一部変更

別紙（一部抜粋）

第1部 基本的な方針

政府が「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標（以下「2020年30%目標」という。）を掲げたのは、今から17年前の2003年のことであった。その後、第2次男女共同参画基本計画に「2020年30%目標」が盛り込まれ、官民においてその実現に向けた取組が進められてきた。しかしながら、第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）にもあるように、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。

「2020年30%目標」については、その水準の到達に向けて、官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。その一方で、平成27(2015)年に成立した女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行や働き方改革等の推進を通じて、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇しているなど、4次計画の下で、「30%」に向けた道筋をつけてきており、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。

我が国における取組の進展が未だ十分でない要因としては、①政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等、②経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること、そして、③社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していること等が考えられると総括できる。また、国内外でセクシュアルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが必要である。

加えて、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

国際社会に目を向けると、諸外国の推進のスピードは速く、例えば、令和元(2019)年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は153か国中121位となっている。男女共同参画はそれ自身が最重要課題であるが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わる。今が、国民一人一人の幸福(well-being)を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。第5次男女共同参画基本計画は、以上のような観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、策定されるものである。

第2部 政策編

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 1 政治分野
- 2 司法分野
- 3 行政分野
- 4 経済分野
- 5 専門・技術職、各種団体等

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 1 ワーク・ライフ・バランス等の実現
- 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止
- 3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正
- 4 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援
- 5 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援

第3分野 地域における男女共同参画の推進

- 1 地方創生のために重要な女性の活躍推進
- 2 農林水産業における男女共同参画の推進
- 3 地域活動における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大

- 2 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進
- 3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備
- 4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 性犯罪・性暴力への対策の推進
- 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 5 ストーカー事案への対策の推進
- 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応
- 9 売買春への対策の推進

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

- 1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- 2 医療分野における女性の参画拡大
- 3 スポーツ分野における男女共同参画の推進

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

- 1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化
- 2 地方公共団体の取組促進
- 3 国際的な防災協力における男女共同参画
- 4 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し
- 2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

- 1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 3 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開
- 4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信
- 5 メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 1 持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調
- 2 G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応
- 3 ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワメントに関する国際的なリーダーシップの発揮

政策領域Ⅳ 推進体制の整備・強化

- 1 国内の推進体制の充実・強化
- 2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
- 3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

（平成13年4月13日 法律第31号）
最終改正施行日 令和6年4月1日

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

- 第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
 - 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
 - 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号におい

て同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為(同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第10条の2 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

以下 (略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

（平成27年9月4日法律第64号）
最終改正施行日 令和4年10月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定

は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

以下 (略)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抄）

（令和4年5月25日法律第52号）
最終改正施行日 令和6年4月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状態等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第4号から第6号までを除く。))並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

- 第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

- 第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。
- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
 - 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
 - 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
 - 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

- 第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

- 第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

以下(略)

男女共同参画に関する行政関係年表

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新発田市の動き
1972 昭和47年	・第27回国連総会で1975年を国際婦人年とすることを宣言(12月)			
1975 昭和50年	・「国際婦人年世界会議」メキシコシティで開催 ・「世界行動計画」採択(7月)	・総理府「婦人問題企画推進本部」設置(9月) ・「総理府婦人問題担当室」発足(9月)		
1976 昭和51年	・「国連婦人の十年」(1976年～1985年)	・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行(4月) ・民法等一部改正施行(6月)〔離婚復氏制度〕		
1977 昭和52年		・「国内行動計画」策定(1月) ・「国内行動計画前期重点目標」発表(10月) ・「国立婦人教育会館」開館(10月)	・「民生部青少年福祉課母子婦人係」婦人問題担当となる(6月)	
1978 昭和53年			・「婦人問題庁内連絡会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
1979 昭和54年	・第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択(12月)			
1980 昭和55年	・「国連婦人の十年中間年世界会議」コペンハーゲンで開催(7月) ・「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名(7月) ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の十年中間年全国会議」開催(10月)	・「婦人問題庁内連絡会議」「婦人問題連絡会議」に改める ・婦人問題懇話会「知事への提言」「婦人の行動綱領」まとめる ・「婦人問題懇話会」を「婦人問題推進協議会」に改める	
1981 昭和56年	・「女子差別撤廃条約」発効(9月)	・「国内行動計画後期重点目標」発表(5月) ・民法・家事審判法一部改正施行(1月)〔配偶者相続分の引き上げ等〕		
1982 昭和57年			・婦人問題推進協議会「婦人の地位向上と社会参加のための意見をまとめる	
1985 昭和60年	・「国連婦人の十年最終年世界会議」ナイロビで開催(7月) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	・国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(1月) ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布(6月) ・「女子差別撤廃条約」批准(6月)	・「青少年福祉課」を「婦人青少年課」に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定(昭和60年度～70年度)	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新発田市の動き
1986 昭和61年		・婦人問題企画推進本部拡充 ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置(2月) ・国民年金法の一部改正施行(4月)〔婦人年金権の確立〕 ・男女雇用機会均等法施行(4月)		
1987 昭和62年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)		
1990 平成2年	・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月)		・婦人青少年課「婦人係」設置	
1991 平成3年		・「育児休業等に関する法律」(育児休業法)公布(5月) ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改訂)決定(5月)	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置 ・「婦人問題連絡会議」を改組し、「女性政策推進連絡会議」設置 ・「女性問題協議会」設置	
1992 平成4年		・「育児休業法」施行(4月) ・初の婦人問題担当大臣任命 ・第4回世界婦人会議国内委員会設置	・「新潟県婦人対策の方向」を改定し「にいがたオアシス女性プラン」策定(3月) ・総合福祉・女性センター(仮称)基本構想策定(11月)	
1993 平成5年		・「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定(5月) ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布(6月)施行(12月)	・(財)新潟県女性財団設立(4月)	
1994 平成6年		・総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(6月) ・総理府「男女共同参画推進本部」設置(7月)		
1995 平成7年	・「第4回世界女性会議」北京で開催(9月) ・「行動綱領」及び「北京宣言」採択	・「育児休業法」の改正(6月)〔介護休業制度の法制化〕		・教育委員会社会教育課の事務分掌に女性政策を位置づけ
1996 平成8年		・「男女共同参画ビジョン」答申(7月) ・「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)	・「ニューにいがた女性プラン」策定(3月) ・民生部女性児童課を改組し、環境生活部に「女性政策課」設置 ・「新潟ユニゾン」開館(8月)	・「女性の人権」市民意識調査実施(総務部総務課人権擁護室) ・総務部政策課「女性政策室」設置 ・「市内女性政策連絡調整会議」設置

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新発田市の動き
1997 平成9年		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児介護休業法」改正(6月) ・「介護保険法」公布(12月)		・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 ・「新発田市男女共同参画推進協議会」設置
1998 平成10年		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について―男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり―」答申(11月)		・「新発田市女性行動計画」策定
1999 平成11年	・国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択(10月) ・E S C A P 地域ハイレベル政府間会合(女性2000年会議地域準備会)バンコクで開催(10月)	・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行(4月) ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月) ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(7月)		・総合管理部総務課「人権擁護室」(女性政策係)に改組
2000 平成12年	・国連特別総会「女性2000年会議」ニューヨークで開催(6月) ・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)採択	・「介護保険法」施行(4月) ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申(7月) ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申(9月) ・「男女共同参画基本計画」閣議決定(12月)	・「新女性プラン(仮称)の基本的な考え方(素案)」公表(8月) ・「新女性プラン(仮称)の基本的な考え方(素案)」に関する県民意見募集及び地域意見交換会(9月～10月)	
2001 平成13年		・内閣府「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置(1月) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)施行(10月) ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・「男女平等推進プラン」策定(3月)	・「新発田市女性行動計画」主要課題実施編の見直し ・総務部人権擁護課(女性政策係)に改組
2002 平成14年			・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」施行(4月) ・県民生活・環境部男女平等社会推進課に改称 ・「男女平等社会推進審議会」設置 ・「男女平等推進相談室」開設(8月)	・「新発田市女性行動計画」基本計画編(基本方向)を見直し
2003 平成15年		・男女共同参画本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」交付、施行		・「しばた男女共同参画推進プラン」策定
2004 平成16年		・「配偶者暴力防止法」改正		・市ボランティアセンター内に男女共同参画交流ルームを設置

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新発田市の動き
2005 平成17年	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)ニューヨーク	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「育児・介護休業法」改正		・総務部人権啓発課(男女共同参画推進係)に改組
2006 平成18年		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	・「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 ・ハッピーパートナー企業(男女共同参画推進企業)登録制度開始(7月)	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2007 平成19年		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施(10月)	
2008 平成20年		・「次世代育成支援対策推進法」改正		・「しばた男女共同参画推進プラン(第2次)」策定
2009 平成21年		・「育児・介護休業法」改正		
2010 平成22年	・国連「北京+15」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・第3次男女共同参画基本計画策定(12月)		
2011 平成23年	・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)正式発足			・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2012 平成24年		・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定		
2013 平成25年		・「日本再興戦略」閣議決定(成長戦略の中核に「女性の活躍推進」) ・「配偶者暴力防止法」の改正	・(財)新潟県女性財団が公益財団法人新潟県女性財団へ移行(4月) ・「第2次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)(H25～28年度)」策定(7月)	
2014 平成26年		・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置		・「第3次しばた男女共同参画推進プラン」策定
2015 平成27年	・第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」(ニューヨーク)	・「女性活躍推進法」公布、施行 ・男女共同参画基本計画(第4次)策定(12月)		・「新発田市男女共同参画推進条例」制定 ・施行(3月)
2016 平成28年		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性活躍推進法」完全施行	・「にいがたイクボス促進共同宣言」実施(7月) ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力被害者支援センターにいがた)設置(12月)	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	新発田市の動き
2017 平成29年			・「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)(H29~33年度)」策定(3月)	・学習センター内に男女共同参画交流ルーム設置(4月) ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2018 平成30年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行(5月)		
2019 平成31年 令和元年		・「女性活躍推進法」改正(5月)		・「第4次しばた男女共同参画推進プラン」策定
2020 令和2年	・第64回国連女性の地位委員会/「北京+25」(ニューヨーク)	・「第5次男女共同参画基本計画」策定(12月)		
2021 令和3年		・「育児・介護休業法」改正(6月)、施行(令和4年4月より段階的に行う) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正(6月)		
2022 令和4年		・「困難な問題を抱える女性支援法」公布(5月) ・施行(公布の2年後、令和6年4月)	・「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」(R4~8年度)策定(3月)	・男女共同参画に関する市民意識調査」実施(6月)
2024 令和6年				・「第5次しばた男女共同参画推進プラン」策定

新発田市男女共同参画審議会委員

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

	委員種別	氏 名	所属等
1	1号委員 (学識経験者)	大堀 正幸	会社経営者
2		◎関島 香代子	新潟大学大学院保健学研究科 新潟大学医学部保健学科 准教授
3		丸山 久志	加治川小学校長
4	2号委員 (関係団体の代表)	○加藤 康弘	新発田商工会議所事務局長
5		高橋 幸子	農村地域生活アドバイザー
6		芹野 暁子	新発田女性会議代表
7		伊東 雅之	新発田公共職業安定所長
8		大川原 さとみ	新発田人権擁護委員
9	3号委員 (市長が適任と認めるもの)	藤間 悦子	公募
10		杉崎 弘周	公募

◎会長 ○副会長

第5次

～男女共同参画社会をめざして～

しばた男女共同参画推進プラン

2024年（令和6年）3月発行

編集・発行／新発田市 人権啓発課

〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

TEL 0254-22-3030（代表）